

Ⅱ 公民館の設置・運営に関する通知・通達

1 公民館の設置運営について

昭和21年7月5日 発社第122号
〔各地方長官あて 文部次官〕

国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に応ずるために地方に於いて社会教育の中核機関としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるのも少なくない事はまことに欣ばしいことである。よって本省に於ても此の種の計画が全国各町村の自発的な創意努力によって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することゝなったから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

尚本件については内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

別 紙

公民館設置運営の要綱

1 公民館の趣旨及目的

これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うことである。そして之を基礎として盛んに平和的産業を興し、新しい民主日本に生れ変ることである。その為には教育の普及を何よりも必要とする。わが国の教育は国民学校や青年学校を通じ一応どんな田舎にも普及した形ではあるが、今後の国民教育は青少年を対象するのみでなく、大人も子供も、男も女も、産業人も教育者もみんながお互に睦み合い導き合ってお互いの教養を高めてゆく様な方法が取られねばならない。公民館は全国の各町村に設置せられ、此処に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所である。それは謂はゞ郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村民集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関である。それは亦青年団婦人会などの町村に於ける文化団体の本部ともなり、各団体が相提携して町村振興の底力を生み出す場所でもある。この施設は上からの命令で設置されるのでなく、真に町村民の自主的な要望と努力によって設置せられ、又町村自身の創意と財力とによって維持せられてゆくことが理想である。

2 公民館運営上の方針

- (1) 公民館は町村民が相集って教え合い導き合い互の教養文化を高める為の民主的な社会教育機関であるから、町村民が進んで教えを受け楽しんで之を利用する様に、努めて図書や機械類等の設備を充実し町村民にとって有難い便利な施設として感謝される様に運営されねばならない。
- (2) 公民館は同時に町村民の親睦交流を深め、相互の協力和合を培い、以て町村自治向上の基礎となるべき社交機関でもあるから、成るべく堅苦しい窮屈な場所でなく、明朗な楽しい場所となる様に運営されねばならない。
- (3) 公民館は亦町村民の教養文化を基礎として郷土産業活動を振り興す原動力となる機関であるから、

町村内に於ける政治，教育及産業関係の諸機関が一致協力して其の運営に参加しかくして教化活動と産業指導の活動が総合的に推進されねばならない。

- (4) 公民館は謂はゞ町村民の民主主義的な訓練の実習所であるから，館内に於ては性別や老若貧富等で差別待遇することなく，お互いの人格を尊重し合つて自由に討議談論するに自分の意見を率直に表明し，又他人の意見は率直に傾聴する習慣が養われる場所となる様に運営されねばならない。
- (5) 公民館は又中央の文化と地方の文化とが接触交流する場所であるから，進んで各方面の中央講師を招いて意見を聞くと共に地方の事情を中央に通じて貰い，日本中の人々が仲良く理解し合つて日本の再建に協力する原動力となる様に運営されねばならない。
- (6) 公民館は全町村民のものであり，全町村民を対象として活動するのであるから町村内各種の機関が之に協力すべきは勿論であるが特に青年層こそ新日本建設の推進力となるべきものであるから，此の施設の設置運営には特に青年層の積極的な参加が望ましい。
- (7) 公民館は郷土振興の基礎を作る機関であつて，郷土の実情や町村民の生活状態等に最も適合した弾力性のある運営が為されるべきで，決して画一的形式的非民主的な運営に陥らぬ様に注意しなければならない。

3 公民館の設置及管理

- (1) 公民館の設置は各町村に於て各々その町村の必要とするところに基いて自ら企画立案するのを建前とすること。
- (2) 公民館の為に新に建築を起すことは困難であるから成るべく町村中心地区に在る最も適当な既設建物例えば青年学校又は国民学校の校舎或は既存の道場，公会堂，寺院，工場宿舎，其の他適当な既設建物を選んで施設すること。学校以外に図書館，博物館，郷土館があれば之を公民館に併合し，又は之を公民館の分館として活用すること。私立に係る各種の施設で協議の上公民館に併合し得るものは併合すること。
- (3) 公民館は町村に各一ヶ所設ける外，出来得れば各部落に適当な建物を見付けて分館を設けること。
- (4) 公民館は町村立の営造物として町村に於て管理すること。

4 公民館の維持及運営

- (1) 公民館は町村民全体の自主的な要望と協力によって自治的に設置すべきものであるから，公民館維持経理の財源も一般町村費及寄附金に依るのを原則とすること。農業会，農事実行組合其の他の産業団体等の資金で公民館運営上活用し得るものがあれば，協議の上補助金として之を受け有用に活用する道を講ずること。但し財政的援助をなすことによって特定の団体が公民館の運営を独善的に切りまわす様なことがない様に注意すること。
- (2) 公民館の経費を一般町村費で賄い難い場合は別に公民館維持会の組織を作り，公民館の設置運営に熱意のある篤志者の支持によって円滑な維持経理を図ること。
- (3) 公民館事業の運営は公民館委員会が主体となつて之を行うこと。公民館委員会の委員は町村会議員の選挙の方法に準じ全町村民の選挙によって選出するのを原則とすること。但し其の町村の実情によっては公民館運営に最も熱意を有し最も適任と思われる各方面の代表者（町村会議員，学務委員，学校教職員，各種産業団体及文化団体の幹部，其の他の民間有力者の中から7の(2)に記した公民館設置準備委員会等に於て適宜話合の上選んでもよいこと。其の人数は凡そ3人乃至8人位が適

当と思われ、其の中に教育者及婦人が含まれていることが望ましいこと。

- (4) 公民館委員会の任務は公民館運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して公民館運営に関する必要な経費を調達経理し、又町村内の産業団体文化団体との間の連絡調整に当るものであること。
- (5) 公民館長は公民館委員会から選任され其の推薦によって町村長が嘱託すること。公民館長の任期は凡そ1年位と定め、教育に理解あり、且衆望のある最適者を選任することに努めること。適任者の重任は差支えないこと。
- (6) 公民館には専属又は兼任の職員を置いて公民館運営の仕事を担当させること。公民館職員は主事と呼び、館長が公民館委員会の意見に依って選定し、町村長が之を嘱託すること。主として青年学校教職員及国民学校教員を兼任させるのはよいが、財政に余裕がある限り出来るだけ多くの練達堪能な実力のある人材を専任に嘱託する様にすること。
- (7) 公民館の運営には、町村民全体の支持と協力とが必要であるのは勿論であるが、公民館主事の外に広く町村内各方面の幹部や有識者を講師嘱託に委嘱し又特に帰省している大学高等専門学校の学生や旅行滞在中の中央の文化人などの協力を求め、あらゆる機会に相提携して相互の啓蒙に努めること。

5 公民館の編成及設備

公民館の編成及設備は其の町村の特殊性や町村民の要望に応じ、又資金や資材の充足事情に依って、必ずしも画一的にする必要はなく、努めて弾力性のあるものとすべきであるが、以下に掲げる所を一応公民館編成の参考とせられたい。

- (1) 公民館の下の部を置き、各部に主事を配属して其の活発な運営を担当せしむること。
 - 1 教養部 2 図書部 3 産業部 4 集会部上の各部の外必要に応じて例えば体育部、社会事業部、保健部などを設けてもよい。
- (2) 公民館には其の規模に応じ成るべく下の施設を為すこと。
 - 1 教室 2 談話室 3 講堂 4 図書室 5 陳列室 6 作業室
 - 7 娯楽室 8 講師控室 9 運動場これらの施設は公民館を併設した建物（学校、公会堂其の他）のこれらの施設を共用するものとする。
- (3) 公民館には成るべく下の器具及図書を備えること。
 - 1 映写機 2 幻燈機 3 ラジオ受信機 4 製粉機、脱穀機、電気器具、修理器具其の他産業指導に必要な器具（農村、山村、漁村、工業地等町村民の生活状態に応じ必要な産業指導用器具）
 - 5 各種教養図書 6 各種新聞及雑誌 7 蓄音機、楽器其の他の娯楽器具
 - 8 各種運動器具

6 公民館の事業

- (1) 教養部
 - 1 教養部には常時下の学級を置き教養を求めている男女受講生を募集して一般教養に必要な学科を授け、社会生活の実際に則し、善良な社会人としての資質を養成せしめること。
 - イ 成人学級
 - ロ 婦人学級（又は母親学級）

- 2 成人学級は青年学校卒業者其の他一般成人の受講生を以て編成し下の教育を為すこと。
 - イ 時事問題，公民常識，社会道德に関する教育
 - ロ 産業指導の基礎となるべき科学教育
- 3 婦人学級は女子青年学校卒業者其の他一般成人女子の受講生を以て編成し，下の教育を為すこと。
 - イ 婦人に必要なる時事問題，公民常識，社会道德に関する教育
 - ロ 家庭生活の科学化に必要な教育
 - ハ 家政，育児，家庭衛生，裁縫等に関する教育
- 4 成人学級と婦人学級は必ずしも之を二つに分けて教育する必要はなく，男女共学の学級とするなり又は学科によって両者を合併して教育する等適当に運営すること。
- 5 教養部の教育に於ては社会人としての相互啓発の為，常に研究会，討論会，懇談会等を開催し，又健全な娯楽（映画，演劇，音楽）等を与え楽しみつゝ学ぶ様な方法で智識教養の向上を図ること。
- 6 教養部の講座は選任主事に於て公民館委員会の承認を経た上日程及講座予定を定め，恒久的に開講することとし，其の教育は専任主事が之を担当する外，町村内の各方面の指導者，各団体幹部，中央招聘講師等適当な部外講師の協力を求めること。
- 7 教養部を中心に毎月1回公民館関係者の総会を開くこと。

(2) 図書部

- 1 図書部に於ては教養図書，各種科学雑誌等を購入し，閲覧室を設けて一般町村民の閲覧に供すること。
- 2 図書部の図書は之を積極的に貸出を行い又読書会を開催して，部落に出張指導を行うこと。
- 3 郷土生活の向上に必要な郷土史料，町村政治，産業教育に関する各種図表，図書，時事解説資料等を陳列し閲覧に供すること。之らの資料によって眼に訴える教育に資する様にし，町村民が常に町村政の現状や産業状態に通暁している様指導すること。
- 4 国民学校や青年学校にある適当な教育図書は公民館の図書部と共用して一般の閲覧に供する様に取計ふこと。
- 5 図書部専任主事は図書の購入，保管，貸出，読書指導を担当すること。

(3) 産業部

- 1 産業部に於ては町村民に対する各種産業の科学的指導を担当するものとし，之に必要な各種器具機械に依り実物教育を行ふと共に，一般町村民の利用に供すること。
- 2 産業指導の為め必要ある場合は各種の副業設備例へば製粉事業，食糧品加工，ホームスパン，鞣皮，薬工品，肥料生産，民芸品製造，農具修理，自転車修理等の作業場を設けて各種の団体に利用させ，又個人の申出によって農具の修理に応ずるなどの便宜を与えること。
- 3 町村生活の科学化，合理化の為出張指導を行ふこと。
- 4 産業指導についても図其の他各種の資料の陳列によって眼に訴える教育に努めること。
- 5 産業部専任主事は科学的知識技能者が之に当り，下各項の指導を担当すること。

(4) 集会部

- 1 集会部は常に町村民の為に下の様な会合を計画開催して、其の集会の指導斡旋に当ること。
イ 講演会 ロ 講習会 ハ 討論会 ニ 懇談会 ホ 文化講座 ヘ 映写会
ト 演劇会 チ 音楽会 リ ラジオ聴取会 ヌ 運動競技会 ル 町村政懇談会
ヲ 各種展覧会，展示会，博覧会
- 2 特に討論会については正しい討論の方法を指導し討論の為に感情的な敵対関係を醸し出すことのない様に当時の訓練を施すこと。
- 3 集会部専任主事は常に上集会の為に講師斡旋及会の進行等を担当すること。

(5) 其の他の事業

- 1 上各部の活動の外下の事業も行ふこと。
イ 学生，一般青壮年の研究修養に便宜を与えること。
ロ 農村実態調査及研究をなすこと。
ハ 啓蒙の新聞，パンフレット等を作製頒布すること。
ニ 託児所，共同炊事場，共同作業所等の経営を指導すること。
ホ 簡易な医学，衛生事業及其の指導をなすこと。
- 2 公民館には青年団，女子青年団，婦人団体，少年団其の他文化団体本部を置き事業の企画指導及団体相互の事業調整に当ること。
- 3 公民館に於ては農村又は其の他の社会事業，慈善事業団体の委託を受け又は之等と緊密な連絡の下に之に協力する様な事業を行って差支へないこと。
- 4 公民館に於ては冠婚葬祭等に関する設備を充実し，町村民にも努めて之を利用せしめるよう奨励すること。

(6) 運営上の注意

公民館の運営に付ては町村内に於ける各種文化団体，各種産業団体との協力聯繫を保つ必要があるのは勿論であるが，尚中央に於ける下の如き各種文化団体，産業関係諸団体と緊密に連絡し其の協力を受けること。

イ 財団法人社会教育联合会 ロ 恩賜財団母子愛育会 ハ 中央社会事業協会 ニ 全国農業会
ホ 社団法人農山漁村文化協会 ヘ 大日本教育会 ト 財団法人社会教育協会
チ 財団法人日本女子社会教育会 リ 財団法人農村青年協会 ヌ 財団法人大日本生活協会
ル 財団法人中央報徳会 ヲ 財団法人大日本報徳社 ヱ 財団法人報徳会 カ 財団法人修養団
ヨ 日本文化協会 タ 財団法人日本青年館 レ 財団法人大日本図書館協会
ソ 財団法人日本博物館協会 ツ 財団法人大日本映画教育会 ネ 日本移動映写聯盟
ナ 財団法人日本移動演劇聯盟 ラ 日本紙芝居協会 ム 日本レコード協会 ウ 日本音楽聯盟
キ 教育音楽家協会 ノ 財団法人大日本音楽振興会 オ 財団法人日本国民禁酒同盟
ク 財団法人大日本職業指導協会 ヤ 当該都道府県社会教育協会 マ 其の他

7 公民館設置の手續

公民館設置の手續としては，別に法定上の正式手續がある訳ではないが，円滑に之を運ぶ方法として，大体下の如き方法が考えられる。

- (1) 公民館の設置に付ては先ず町村内部(町内会)常会、町村政懇談会に於いて、之に関する話題を提供して、町村内に於ける公民館設置要望に関する輿論の喚起に努めること。
- (2) 公民館設置要望の輿論が高まるのを俟って、町村内政治、産業、教育、文化等の関係幹部を網羅した、公民館設置基準委員会を結成し、公民館設置実現に関する協議懇談を為すこととし、特に町村長、青年学校長、国民学校長及青年団長に於て其の中核的推進力となつて、其の実現の準備を整へること。
- (3) 公民館設置準備委員会に於ては凡そ下の事項に付て協議し、町村会の決議を経て、之を実行に移す様にする事。
 - 1 公民館設置の規模及一般計画
 - 2 公民館設置に要する経費予算及経費調達方法
 - 3 公民館委員会設置の方法(委員選任の方法等の決定)
 - 4 その他必要な事項
- (4) 公民館設置準備委員会の任務が終了すればこの委員会が中心となつて4の(3)に掲げた正式の公民館委員を選出して事業を進めること。
- (5) 公民館の設置及管理に關しては町村体制第10条の規定に基き町村条例を設けること。
- (6) 公民館を設置したときには(3)に掲げた事項概要及公民館設置及管理に關する条例を都道府県に報告すると共に、開館式を挙げる様に取計ふこと。
- (7) 公民館設置を見た時は、公民館設置の趣旨をよく町村民に諒解させ、常時公民館に會合して、其の設備を利用する習慣を得させる様に勧めること。

8 公民館の指導

- (1) 公民館の運営に即応し、中央及都道府県に公民館指導講師の組織を作り、公民館長の要請に応じて、随時適当な指導講師を派遣する様に努めること。
- (2) 図書や機械器具類の供給に付いても、努めて中央及都道府県に於いて出来る限りの斡旋を為すこと。
- (3) 随時に公民館の職員の講習会、研究会等を開催して極力其の素質向上に努力すること。
- (4) 公民館の指導に付ては努めて大学、専門学校の協力を求めること。
- (5) 公民館の運営に付ては都道府県当局は町村当局者の要請に基いて適当な援助を与えることとしみだりに町村当局者に対し監督がましい指示をしないこと。

9 備考

- (1) 以上の公民館の要綱は一の構想を示したものであるから、飽くまで其の町村の具体的実情即ち町村の氣質、負担力、町村財政の事情等から見ても、最も郷土に適した公民館の設置の実現を図ること。
- (2) 公民館の整備は資材資金等の關係から直に万全の施設を為すことは頗る困難と思はれるが、漸次町村当局の努力と国及都道府県の斡旋助成により、其の充実を図るようになりたいこと。国及び都道府県に於ても予算の許す範囲内に於て出来る限りの助成をなすこととしたいと考へてゐるが、財政窮乏の折柄直に多額を期待することは困難な状況にあるので、町村自治財政力によつて極力自主的な維持運営を考へ、どうしても成り兼ねる点について都道府県なり国なりの援助を求める様に考へること。

- (3) 公民館は町村民にとって「われわれ自身の施設」であるから其の関係者特に役職員はこの事業を成功させるために無償奉仕する心構へで公民館の運営に力を尽くすべきこと。
- (4) 町村以外の都市で市立図書館、博物館、公民館等のある所は、極力之ら施設の固有機能を充実發揮せしむる様にし、特に別個の公民館の施設は必ずしも考へる必要がないと思はれるが図書館、博物館、公会堂等に於て其の附帯事業として図書資料の貸出を行ひ又各種の会合を開催し努めて公民館的な経営を行ふことについては、大いに考慮すること。
- (5) 大都市の外郭地区で農村に準ずる様なところは、本要綱による公民館の設置を考へるべきであり、又図書館等がある都市でも、別に町内単位で公民館を作る要望と財政力があれば大いに之を促進することは必要であること。

(参考) 公民館の設置運営の促進に関し協力方依頼の件

昭和21年 8月16日 発社第154号
〔都道府県農業会会長あて 文部省社会教育局長〕

町村民の教養を高め、その社会的訓練の徹底を図ることは、今日町村民民主化の上よりみて、特に大切なことと思ひますが、今般文部省に於ては、町村に於ける社会教育の中核機関として、別紙要項の様な公民館の設置運営を勧奨することとなり、既に地方長官に対して文部次官より通牒が発せられましたに付ては、上の計画が政治、産業、教育のあらゆる分野の各機関の協力支持によって推進せられる性質のものである趣旨に鑑み、貴会に於かれても、地方庁との緊密な連絡の下に、その系統組織を通じてこれが設置運営の促進に関して適切なる協力を加へられるやう御依頼申します。尚社団法人農山漁村文化協会に於て、部落単位の農民クラブの設立を勧奨して居りますが、この施設は公民館と一体的に運営されることが望ましく、又、さうしてこそはじめて十分な効果を期待することが出来るものと考へられるのでありまして、また事実、両者一体となって、地方文化並に産業の振興の全面的に協力することとなって居りますから、この趣意を御了承の上、両施設の設置運営に関し、一段の御高配を煩したいと存じます。

別 紙 (省 略)

(参考) 公民館経営と生活保護法施行の保護施設との関連について

昭和21年12月18日 発社第122号
〔各地方局長あて 文部省社会教育局長，厚生省社会局長〕

昭和21年 7月 5日附発社122号文部次官通牒をもって、公民館の設置運営促進方を通牒した。ついては、町村民の道徳的知識並びに政治的水準の向上及び町村自治振興のため、夫々御尽力されつつあるこ

と思うが、一方生活の保護を要する状態にある者を保護し、社会の福祉を増進するため、昭和21年10月1日より生活保護法が施行されているのであるが、各町村に於ては本法律施行に伴う各種保護施設と公民館の事業とを緊密なる関聯に於て考慮することが出来、これにより其の施設内容の充実を図ることも適当な方法と認められるので、下記事項御留意の上上の事業を公民館の計画に取り入れるならば、町村振興の中枢機関たる公民館の機能を一層發揮しうることを、各町村に示唆するよう格段の配慮をせられたい。

記

- 1 生活保護法に基く保護の種類は同法第11条の規定により下の通りであること。
 - (1) 生活扶助 (2) 医療 (3) 助産 (4) 生業扶助 (5) 葬祭扶助
- 2 上の保護を目的とする施設の外に、上の保護をうける者を援護するために行う下の施設も同法の保護施設となりうるものであること。
 - イ 宿所を提供する事業
 - ロ 託児事業
 - ハ 授産事業
- 3 公民館において1.の保護又は2.の援護を行わんとするときは、公民館の中に生活保護法による保護施設を含みうること。町村は公民館に於て此等の事業を為すか否かを決定すべきであること。
- 4 上の保護施設が生活保護によって、設置されるときは生活保護法第7条に基き地方長官の認可を受けなければならないこと。
- 5 町村は上の保護施設に、その事業のために必要な器材、例えば保護児童その他要保護者の生活を指導するため必要な文化器材等の整備を考慮すること。
- 6 上の保護施設経営のための事務費（人件費を含む）及施設費については、生活保護法第5章の規定に基き下の通りであること。
 - (1) 市町村の保護施設の設備に要する費用については、都道府県よりその4分の1、国庫よりその2分の1の補助があること。（第27条及第31条）
 - (2) 保護施設の事務費は、その施設で保護又は援助を受けているものの保護に要する費用を、負担している市町村が負担するのであるが、その負担に対して都道府県よりその10分の1、国庫よりその10分の8の補助があること。（第28条及第29条）
- 7 公民館運営委員と民生委員とは協力して社会事業と社会教育との緊密な関聯を図るよう配慮すること。
- 8 関係部課においては、常に緊密なる連絡を保持して関係法令の運用に遺憾なきを期すると共に、両者の費用関係については夫々の事業分野に従って費用区分を明確にし経理上両者の混淆を来さないよう留意すること。因みに生活保護法により施設の設備に対して補助がなされるのは、その施設が都道府県又は市町村立のものである場合に限るのであって、公金は国費であると地方費であるとを問わず、私設社会事業施設の設立のために支出してはならないものであること。（昭和21年11月17日附厚生次官通牒都道府県及び市町村以外の者の設置する社会事業施設に対する補助に関する件参照）

2 労働者教育に関する労働省（労政局）、文部省（社会教育局） 了解事項について

〔昭和23年7月28日
労働省労政局長、文部省社会教育局長〕

労働者の教育に関する労働省（労政局）及び文部省（社会教育局）の行政事務所管の限界について疑義があり、そのために地方庁における右に関する事務執行上円滑を欠くおそれがあるように思われるので、両局において協議の結果左記のとおり了解を得たので、左記御了承の上当該教育行政の振興に努められたい。

記

1 労働省（労政局）の所管する労働者に対する教育行政（以下甲とする）と文部省（社会教育局）の所管する労働者に対する教育行政（以下乙とする）とは次のようにその重点を異にする。

目標甲 健全中正な労働組合運動の発展を図り、あわせて合理的平和的且つ迅速な労働関係の調整に資する。

乙 公民教育の一環としての社会の一員たる労働者が健全なる社会人ないし公民として必要とする教養の向上、知識のかん養、人格の陶やに資する。

内容甲 1 労働関係諸法令の普及徹底に関する事項。2 内外にわたる労働組合、団体交渉、労働委員会等労働諸事情に関する公正な情報の提供に関する事項。3 その他労働問題の観点よりする諸問題の紹介及び解説に関する事項。

乙 1 一般公民として必要な知識の向上に関する事項。2 科学技術の原理及び応用に関する事項（工場内において行われる技術訓練を除く）。3 情操陶やに関する事項（芸術、文学、音楽に関する教育、視覚教育等を含む）。4 その他公民としての資質向上に必要な事項。

2 右のように甲と乙はその目標及び内容におのずからその重点を異にするが、実際問題として、例えば労働者のレクリエーションの奨励に関する事項の如く両者の間に明確な一線を画することは困難な場合が多いと思われるので、両者の持つ機構と機能等を最大限に活用し相互にその短を補い、相協力して労働者教育の振興を図ることが必要であり、そのためにはそれぞれの主管局部課において緊密な連絡をとり臨時必要な調整をなすよう努めなければならない。

3 公民館と興行場法との関係等について

〔昭和25年6月16日 支社施第265号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

このことについては、昭和25年5月8日附、厚生省、建設省及び文部省共同通達、衛発第29号「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について」（別紙写添付）において、

公民館に対しても興行場法が適用される場合が規定されましたが、これに関し、今後下記により措置せられるよう御依頼します。

なお、これについては厚生省及び建設省と了解済みですから念のため申し添えます。

記

- 1 上記衛発29号の第5項により、公民館に対して興行場法が適用される場合とは、公民館の施設において、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を行い、これを公衆に見せ又は聞かせることを主眼とする場合を指すのであって、この場合その事業が、対価を取る取らないにかかわらず、連続し又は連続しないで月平均5日間以上に及ぶ時は、興行場法第2条による許可を必要とし、許可を受け際には、その事業を行う施設に対し同法第3条による措置を講じなければならないこと、その他同法の各規定に従う必要があること。
- 2 公民館が社会教育法第22条に基いて行う事業の中、映画、幻燈、音楽等を見せ又聞かせることを主眼とするものでなく、他に主眼をおく事業に際して、教材あるいはレクリエーションとして補助的に映画、幻燈、音楽等を行う場合においては、これらの回数は、興行場法の適用と何ら関連のないものであること。
- 3 公民館に興行場法が適用し得るようになった趣旨は、公衆衛生の維持確保を図るにあるのであるから、各公民館においては、興行場法の適用を受けると否にかかわらず、換気、証明、防湿清潔その他公衆の衛生に必要な措置は、常にでき得る限り行なうよう奨励されたいこと。
- 4 最近公民館が、映画、演劇その他を営利興行的に行い、社会教育法第23条の趣旨を逸脱しつつある事例が、全国的にあるやに聞き及ぶが、興行場法適用の有無を問わず、かかる行為は公民館として禁じられているところであるから、これに対し、貴教育委員会は、よく実情を調査の上、同法第40条により嚴重に取締るよう、留意せられたいこと。
- 5 公民館を映画館、劇場等の純然たる興行場に用途変更しようとする事例も最近あるやに聞くが、公民館の重要性にかんがみ、みだりにかかることが起こらないよう、公民館の健全な発展を御促進ねがいたいこと。

なお建設省の方針としても、公民館として許可された建物に関しては、原則として他の用途へ変更を認めない意向の由であるから、念のため。

(別 紙)

集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合の法の運用について

昭和25年5月8日 衛発第29号
都道府県知事あて 厚生省公衆衛生局長
建設省住宅局長、文部省社会教育局長

最近集会場及び各種会館その他の施設を興行場として利用する場合が非常に増加して来たようであるが、これについては興行場法及び臨時建築制限規則の施行上、下記のように扱われたい。

記

- 1 集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合毎月平均約4日間位であれば興行場法の許可を受けなくとも差し支えない。
- 2 臨時建築制限規則では集会場及び各種会館等を興行のため使用してもその用途違反と看做されない期間は毎月の使用日数が約10日間以内の場合である。
従って毎月5日ないし10日間使用する場合、その施設が現状のままで興行場法に基く興行場としての基準に合致しているものに限り臨時建築制限規則による用途変更の許可を受けなくても興行場法による許可を与えても差し支えないが、その際は申請者に対し特に期間（月10日間以内）を厳守するように指示されたい。
- 3 前号により許可を受けても月10日間以上使用する場合は臨時建築制限規則により興行場としての用途変更の許可を受けなければならない。
- 4 施設が現状のままでは興行場としての基準に合致していない時には興行場法による許可を与えることはできないし、5日間程度以上興行のため使用することはできない。
- 5 なお公民館においても、月およそ5日間以上興行場において行う興行に準ずるような方法、内容で行事を行うものについては興行場法を適用する。但し適用に際しては都道府県教育委員会と連絡をとること。

4 市町村立公民館の役職員について

昭和26年3月30日 委社第45号
各都道府県教育委員会，各都道府県知事あて
文部省社会教育局長，地方自治庁次長

このことにつき、地方公務員法、公職選挙法の解釈とも関連して、その取扱上種々疑義を生じている向きがありますが、これに関しては下記のような解釈をとることになっていますから、この旨御了承の上、貴管下関係者によりしく周知徹底させて下さい。

記

A 公民館の職員について

公民館の職員については、これを画一的な解釈の下に取扱わず、その具体的な任命の態様に応じて次のように取扱う。

1 公民館長について

- (1) 常勤の館長は、一般職に属し、且つ「有給の職員」であること。
- (2) 非常勤の館長は、地方公務員法第3条第3項第三号に該当する特別職に属し、従って地方公務員法の全面適用を受けず、また「有給職員」ではないこと。
- (3) 市町村長、助役、地方議会議員が公民館長を兼務することは、その館長の職が上記(2)に該当す

る場合は認められること。(地方自治法第141条第2項, 第166条第2項, 及び第92条第2項参照)

2 その他の職員について

- (1) 常勤の職員は1の(1)の場合と同様一般職に属するものであること。
- (2) 非常勤の職員も, 原則として, 一般職に属する訳であるが特に地方の実情で, 館長に準ずる職(たとえば副館長, 分館長等に相当するもの)及び部長(これに準ずるものを含む)等を嘱託員で置く場合には1の(2)の場合と同様特別職に属するものであること。

B 公民館運営審議会委員について

- (1) 公民館運営審議会委員はすべて地方公務員法第3条第3項第二号に該当する特別職に属すること。

C 公民館役職員の公職選挙立候補について

本年3月20日改正の公職選挙法第89条第1項第三号によれば専任として臨時又は非常勤の委員, 嘱託員またはこれらに準ずる職にある者は現職のまま立候補できることになっているので, 公民館役職員については下記のように取扱う。

- (1) 公民館長以外の職員は, 特別職のものに限り, 現職のまま立候補できること。
- (2) 公民館運営審議会委員はすべて現職のまま立候補できること。

(注) 公民館職員の立候補制限の取扱については, 「公民館長(非常勤)の立候補制限について」及び「公民館と公職の選挙について」によることとなっている。

5 社会教育法令の解釈指導について

〔昭和26年6月29日 地社第16号
高知市長あて 文部省社会教育局長回答〕

このことについて4月13日付公第30号をもって御照会の件に関し, 下記のとおり御回答します。

記

社会教育法第5条の事務と同法第22条の事業の字句の関係について

- (1) 事務とは事業を行うに当ってなす個々の行為を指すとともに, 広く国, 地方公共団体その他の組織体において, その組織のためになす行為全般(権力的非権力的すべてを含む)を差すと解せられる。

社会教育法第5条は市町村教育委員会が市町村のためになすあらゆる行為のうち, 社会教育に関する事項を例示したものであるから「事務」という字句を使用したものであること。

- (2) 「事業」とは一定の目的の下に同種の行為を反覆継続的に行い, その行為が権力の行使を本体としない場合を指すと解せられる。社会教育法第22条は同法第20条の公民館の目的を達成するために公民館が反覆継続的に行うべき行為を例示したものであるから事業という字句を用いたものである

こと。

- (3) 以上のように「事務」の方が幅の広い内容を指しているので、「事務」の中いわゆる事業も含まれているとともに、それ以外の行為（たとえば社会教育法第5条の社会教育委員会の委嘱に関すること等）も含まれていること。

市町村の社会教育担当課と公民館との関係について

1 事務的な関係について

このことについては、土地の実情により具体的には種々相違があると思われるが、次の諸点に留意されたい。

(1) 課長と館長との関係について

(イ) 課長は教育委員会事務局（または市町村の補助機関）の社会教育主管責任者として教育委員会（または市長村長）の命に基き、社会教育法第5条の実施につき責任を持つものであるから、公民館運営の実情を常に把握してこれの充実につとめる必要があること。

(ロ) 館長は教育委員会（または市長村長）から公民館運営の責任者として任命され、社会教育法第22条の実施に伴う事務その他運営上必要な事務につき直接の責任を持つものであって、特に公民館の性格上公民館運営審議会等を通じて世論に基いた運営を行うことを最大の眼目とするとともに、その運営が市町村行政当局の全市町村的社會教育行政計画に矛盾しないよう配慮することが必要であること。

(ハ) 両者の関連については、社会教育法の規定に基く公民館の職員や任命や、公民館運営審議会委員の委嘱等の人事、あるいは予算の調整等は、教育委員会（または市町村長）の責任において、社会教育担当課長が直接の事務的手続をとることになるが、その他の事務については下記二つの条件を接合調整することを眼目として両者の関係を保つべきこと。

(A) 公民館における事業の実施についてはできるだけ公民館の主体性を尊重すべきで、行政当局の意志を一方向的に住民に押しつける結果に陥らないようにすること。

(B) 公民館と行政当局とは二元的に運営されるべきものでなく全市町村的立場から総合的に運営されるべきこと。

(ニ) このためには課長は館長の事務に対して、公民館がその本来の性格を逸脱しないよう適切な指導助言を行うとともに、全体的社会教育行政計画につき常に連絡し、同時に館長は住民の意志や動向並びにそれに伴う公民館の運営計画を随時課長に連絡し、両者常に緊密に協調連携しつつそれぞれの責任を果たすべきこと。

(2) 予算経理部面について

(イ) 予算案の編成に関しては公民館及び社会教育担当課は、それぞれの立場において原案を作成し、その後の調整や折衝その他の事務的手続きは、社会教育担当課を通じて総合的に行うのがたてまえであること。

(ロ) 予算執行については公民館と社会教育担当課とはそれぞれの事業計画に基き実施し、その間常に密接に連絡し合うことが望ましいこと、なお社会教育法第34条において公民館に特別会計を設けることを認めているのは、予算経理に関して公民館の特異性を尊重する趣旨であって、この趣旨は一般会計の場合にも十分考慮されるべきであること。

(3) 事業計画，実施について

- (イ) 事業計画の作成及び実施については，公民館と社会教育担当課とはそれぞれの立場において行うべきこと。
- (ロ) ただし事業計画の内容，日取等または実施に際しての協力関係等について，両者密接な連携をもって協議調整すべきこと。

2 事業について社会教育法第5条と同法第22条において重複している部面の関連について

- (1) 社会教育法第5条の規定は市町村教育委員会（または市町村長）の社会教育に関するすべての事務を規定したものであって，公民館の事業も法的にはその管理者たる市町村教育委員会（または市町村長）の事務の一環として考えられるので，第22条が第5条と重複する部分のあることは当然に予想されるものであること。
- (2) 以上のように社会教育法第5条は包括的な規定であって，列記した事項すべてを市町村社会教育担当課が必ず行うよう強制するものでなく，公民館を有する市町村の場合，公民館において現に行い得る事業で既に十分効果のあがっているものについて，市町村社会教育担当課において重ねて行うべきことを規定したのではないこと。
- (3) 市町村が公民館を設置した場合は，公民館で行い得る事業は，その事業に住民の世論を積極的に反映せしめると上からいっても，できる限り公民館の事業として行い，公民館を100%に活用することをたてまえとすべきであること。
- (4) ただし，公民館で行い得る事業の限界は画一的に定めるべきでなく，土地の事情や公民館の現存の実力等を勘案して，それぞれの市町村において具体的に決定すべきものであること。
- (5) 従って公民館と市町村社会教育担当課との事業分担は，両者の当事者をして市町村全体の立場に立って，実情に応十分協議させた上，市町村のため最も効果あるように決定されたいこと。

6 公民館長（非常勤）の立候補制限について

〔昭和27年9月26日 委社第208号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長回答〕

このことにつき福島県教育委員会からの照会に対し，下記のとおり回答しましたので御参考のために送付します。

1 公民館長について

このことについては自治庁とも打合せの結果次のようにとりあつかうこととする。

- (1) 非常勤の公務員館長のうち，辞令形式が委嘱又は嘱託になっているものに限り，在職のまま公職の候補者となることができること。
- (2) 上記のことは公職選挙法第89条（公務員の立候補制限）の規定に根拠をもつものであること。すなわち同条第1項第三号の規定によれば，国又は地方公共団体の公務員のうち「専務として委員，顧問，参与，嘱託員その他これらに準ずる職にある者で臨時又は非常勤のものにつき，政令で指定

するもの」は在職中公職の候補者となることが認められており、この規定をうけて同法施行令第90条第3項第三号では「地方公共団体の嘱託員」が指定されているからである。

- (3) 従って、公民館長のうち、非常勤のものであって辞令形式上委嘱または嘱託でないものは、在職のまま公職に立候補できないからこの旨念のためお含み願いたいこと。

2 図書館長、博物館長について

このことについては前記公民館長の場合と同様にとりあつかう。

7 公立公民館の備品の管理について

〔昭和28年10月13日 文社施第444号
各都道府県教育委員会委員長あて 文部省社会教育局長〕

近時公民館の施設の充実に伴って備品も整備されてくる気運にあることは、社会教育の振興のためよろこばしいことであありますが、これが管理についてまだ十分でない点も認められますので、各種国庫補助金の交付にも伴って、その備品の管理について、下記により、貴教育委員会の所轄区域内の市町村の教育委員会に対して指導の万全を期せられるようお願いします。

記

- (1) 公民館の備品たる物品の出納並びに保管に関する事務については、当該公民館を設置する市町村の物品会計に関する規則の定めるところにより、収入役又はその委任を受けたその他の出納職員の権限に属するところであるが、公民館において現実に行政の用に供せられている備品等教育財産については、当該公民館の管理機関たる市長村の教育委員会においても管理の権限を有するものであること。
- (2) 公民館には、備品に関する諸帳簿（備品台帳並びにその貸出に関する帳簿等）を備え付け、常時備品の状況を明らかにするよう努めること。その措置として、公民館の管理に関する教育委員会規則に所要の規定を設けることが適当であること。
- (3) 上記の帳簿は一般備品に関するものと、図書に関するものとを区別するのが適当であり、また、本館と分館とについてそれぞれその備品を明確にできるよう記帳することが適当であること。なお、分館にも当該分館の備品について上記に準じた帳簿を備え付けることが望ましいこと。
- (4) 青年学級のための教材のうち、公民館に備え付けるべき備品については、上記の帳簿において、その旨が明記させるよう措置することが適当であること。
- (5) 私人の贈与に係る備品については、当該市町村の財産管理及び物品会計に関する条例及び規則の定めるところにより、公民館に備え付けるべき備品としての所定の手続をとること。

8 公民館の分館に関する疑義の照会について（抄）

〔昭和29年3月15日
大分県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

昭和29年2月10付教委社第26号をもって貴県大分市教育委員会から表記の事について別紙のような照会がありましたので、下記のとおり回答しますから貴職から通知願います。

記

問1 分館設置の法的根拠について

答 社会教育法の中には、公民館の分館の設置に関する直接明文の規定はないが、公民館の附属施設としての分館は、それが附属施設であることから当然に社会教育法第21条第1項の規定により設置することができること。

問2 分館の性格及び本館と分館との関係について

答 現在各地に設置されている分館は、公民館の附属施設たる性格を備えているが、同じく公民館の附属設置した市町村は、当該分館を社会教育法の定めるところにより適正に運営する義務があるのであるが（地方自治法第3条第5項、同法別表第2の2の(29)社会教育法第3条参照）、当該地方公共団体の教育事務の執行機関たる教育委員会は、当然に当該分館の管理及び運営に関する経費を当該市町村の予算に計上すべく所要の措置をとり（教育委員会法第49条第2号、第6号、第7号、第9号等及び同法第56条乃至第58条の2参照）、且つ当該予算の執行の責に任ずべきものであること（教育委員会法第59条第60条参照）

9 公民館と公職の選挙について

〔昭和30年1月13日 文社施第14号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通達〕

本年は衆議院議員の選挙その他多くの公職の選挙がわれることとなっておりますが、このことに関し、公民館についてとるべき措置その他配慮を要すべきことも多いので、下記の事項について遺憾のないよう、管下市町村の教育委員会に対し、御指導願います。なおこのことについては、自治庁と了解済みであることを念のため申し添えます。

記

1 公民館の事業と選挙について

(1) 公民館が住民の政治的教養の向上を図ることは常時においてもきわめて重要なことであるが、特に選挙を控え住民の政治的意欲の向上した機会をとらえ民主政治の健全な発達を期し、選挙の意

義、目的及びその重要性を理解させ、一般の政治的教養の向上を図るために各種の事業を行うことは、望ましいことである。ただし、その際社会教育法第23条第1項第二号および青年学級振興法11条第二号の規定に留意を要すること。

- (2) 公民館が住民の政治的教養の向上を目的として、社会教育の見地からする場合においても、公職の候補者の合同演説会を開催することは、公職選挙法（以下「法」という。）第164条の3第1項および第2項の規定により、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事および都道府県の教育委員会の委員の選出の場合を除いては、さしつかえない。

しかしながら、その開催にあたっては、期日および手続ならびに会場の秩序保持等について、一般の公営立会演説会の場合の規定（法第155条から第159条まで）の趣旨に即応するよう措置し、かつ当該市町村の選挙管理委員会にあらかじめ連絡協議し、慎重に行う配慮が必要であること。

なお、公民館が社会教育の見地から政党の立会演説会をまたは政党の合同政談演説会を開催することは、上述(2)の制限をうけないが、この場合にあっては開催にあたって上述(2)の趣旨に即応するよう配慮することが望ましく、なお選挙運動期間外におけるものについては、選挙のための事前運動にならないよう十分考慮を要すること。

- (3) 公民館が社会教育の見地から公明選挙運動に協力し、またはその運動の一部を実施する場合においては、市町村の選挙管理委員会にあらかじめ十分連絡し、協調を保つことが望まれること。

2 公民館職員と公務員の立候補制限について

公立公民館職員のうち、在職中公職の候補者となることができる者は、法第89条1項第二号および第三号の規定により、次の各号の一に該当するものであること。

- (1) 守衛、給仕、小使等で法施行令（以下「令」という。）第90条第2項の規定に該当する者
- (2) 公民館運営審議会委員の職に在る者、その他令第90条第3項第一号の規定に該当する者
- (3) 専門調査員、審査員等の名称を有する職に在る者および統計調査員その他令第90条第3項第二号の規定に該当する者
- (4) 前各号に該当する者以外の嘱託員

なお、上記(4)の嘱託員とは、公民館長、副館長、分館長、主事等の事務を嘱託または委嘱された者をいい、いずれも任命辞令の面において嘱託または委嘱となっていることを要するものであること。

（なお、昭和27年9月26日委社第208号参照のこと。）

3 公民館の施設使用の個人演説会について

従来このことについては、法第161条第1項第三号の規定によることとなっていたが、先般の公職選挙法の一部を改正する法律（昭和29年12月8日法律第207号）により、同項第一号が改正され、学校のほかに公民館が加えられた。従って、公私立を問わず公民館の施設を使用する個人演説会が今後大に行われることとなるが、当該演説会の開催については、開催の手続、開催のための設備および使用料等について多くの法令の規定が定められており特に下記の事項に留意する必要があること。

- (1) 開催の申出は、候補者から市町村の選挙管理委員会に対して行われ、選挙管理委員会から当該公民館の施設の管理者（公立公民館にあっては当該公民館を設置する市町村の教育委員会、私立公民館にあっては当該公民館を設置する法人）に通知される。管理者はこれを使用することができないかどうかを決定し、直ちにその旨を選挙管理委員会および候補者に通知しなければならない。この点普通の施設使用の手続と異なるものであること。（法第163条、令第112条から第118条まで。）

なお、管理者が上記の決定をするにあたっては、令第117条第2項の規定の趣旨に準じてあらかじめ館長の意見をきくこと。

- (2) 管理者は、個人演説会開催のために必要な設備（だん房の設備を除く。）をしなければならないがその設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する定めを市長村の選挙管理委員会の承諾をえて設け、あらかじめこれを公表しなければならないこと。（法第161条第2項，令第119条）
- (3) 個人演説会開催のための公民館の施設（設備を含む。）の使用については、候補者一人について同一施設（設備を含む。）ごとに一回を限り、無料とされているが（法第164条），その他の場合において徴収すべき費用の額については、管理者は、一般の使用料条例等における使用料の額と同額の公営費用額を別個の手續（令第121条）によって市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、使用料条例等がない場合においては、別に市長村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめこれを公表しなければならないこと。

10 社会教育法第23条の解釈について

〔昭和30年2月10日 委社第20号〕
千葉県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答

照 会

公民館の施設を特定政党の利害に関する事業のために当該特定政党に貸すことは、社会教育法第23条第1項第二号の規定に該当するか。

回 答

設問の如く特定政党に貸すという事実のみをもって直ちに社会教育法第23条第1項第二号に該当するとはいえないが、当該事業の目的及び内容が特定の政党の利害にのみ関するものであって社会教育の施設としての目的及び性格にふさわしくないと認められるものである場合、又はこれに該当しないものであっても当該使用が一般の利用とは異なった特恵的な利用若しくは特別に不利益な利用にわたるものである場合、若しくは以上の場合に該当しないものであっても特定の政党にその利用が偏するものである場合には、いずれも社会教育法第23条第2号の規定に該当すると解せられるから注意を要する。

なお、衆議院議員の総選挙その他公職選挙法第14章の3に定める特定の選挙においては、同法の定めるところにより、その選挙活動の期間中及び選挙の当日に限り、政党その他の政治団体が行う政治活動のうち政談演説会等について、その開催が禁止又は規制されていることに留意を要するから念のため申し添える。

11 公立公民館の設置及び管理について（抄）

昭和30年2月19日 文社施第48号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通知

近時公民館の施設，設備が漸次整備充実されてくる気運にあることはよろこばしいことでありますが，これが設置に伴う措置及び管理については，未だ十分でない点が多く適正なる行政の運営に支障を生ずるおそれもあるから，このことに関し，特に下記により，市町村の教育委員会が所要の措置を講ずるよう指導の万全を期せられたい。なお，貴委員会においても関係事項につき所要の措置を講ずるよう努められたい。

記

1 公民館の施設

(2) 分館の設置及び管理

- (イ) 分館の設置については，公民館の設置に関する条例若しくは教育委員会規則により，その名称及び位置等を明確に規定すること。なお，その管理についても，公民館一般の管理に関する規定のほか，更に特殊な管理規定を必要とするものについては，条例若しくは教育委員会規則で明確にその旨を規定をすること。
- (ロ) 公民館の設置と同時に，分館を設置する場合の設置報告については，上記(1)の(イ)のとおりであるが，公民館設置後において，分館を設置する場合については，上記(1)の(イ)の事項を記して，別に分館の設置報告を行うこととすること。

2 管理について

(1) 公民館の施設財産の所有関係を明確にする措置

- (イ) 公民館の施設のうち建物，建物以外の主たる工作物及び土地について，市町村が所有権を有するものについては，所定の財産台帳に登載し常に正確に台帳を整備することを要すること。
- (ロ) 従来分館の建物のうちには，すでにその所有者から寄附の願い出があったもの若しくはその所有者において寄附の願い出があったもの若しくはその所有者において寄附の意思を有しているものであり，市町村においてその寄附をうけるに別段の支障がないものであるにかかわらず，寄附採納の手續，台帳への登載その他寄附を受ける措置を怠っているものが多いが，これらの財産については，すみやかに所要の手續その他の措置を講じてその所有関係及び維持管理の責任を明確にすることが必要であること。
- (ハ) 建物及び土地のうち，借用のものについては，教育委員会において当該財産の所有者と貸借契約を結びその貸借関係を明確にすること。なお，当該貸借関係において，市町村が負うものであり所有者において将来その返還を要求する別段の意思のないようなものについては，適宜市町村に寄附を求めるよう措置することが望ましいこと。

公民館台帳記載様式

市 町
(設置者) 郡 ・ 村

館名	設置期日	位置	設置区域	摘用	建物坪数			建物使用態様			建物取得事由	摘要	報告受理年月日
					所有	借用	計	専用	共用	小計			
(A)公民館	(26.4.1)	(大字00) (1658番地)	(大字00) (大字00 及び大字 △△)	(2911 △△村編 入による)	(65) (90)		(65) (90)	(65) (80)	(10) (90)	(65) (90)	(所属替) (増築)	(26.4.20) (30.5.1) (30.5.1) (内10坪は教委事務局と共 同)	
(A ₁)分館	(26.4.1)	(大字00) (298番地)			(30) (50)	(30)	(30) (30) (50)	(30) (30) (50)		(30) (30) (50)	(寄付) (増築)	(26.4.28) (30.5.1) (30.7.10) (26.4.1部落集會場を借用) (0部落から上記集會場を 28.9.1寄附受入) (30.6.30 20坪増築)	
(A ₂)分館	(27.9.1)	(大字00) (1256番地)			(20)		(20)	(20)		(20)	(新築)	(27.9.1新築20坪) (30.5.1)	

(注) 1. ()内は記載例である。

2. 記載事項については、必要に応じて適宜加えてもよい。

3. 各公民館の欄には適宜余白を設けて、将来変更があった場合の記載に備えること。

4. 報告受理年月日は従前すでに報告のあった事項については、当該報告受理年月日を記載するが、新しく報告することによって、あらためて報告された事項については、当該報告受理年月日を記載すること。

12 公民館が主催する公職の候補者の合同演説会について

〔昭和30年4月14日
愛媛県教育委員会社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

昭和30年4月7日付愛教社第155号をもって照会がありましたことについて下記のように回答いたします。

記

問1～4 「公民館と公職の選挙について」（昭和30年1月13日付文社施第14号）の記1の(2)前段の公民館が社会教育の見地から行う合同演説会の適法性について。

答 公民館が住民の政治的教養の向上を目的として社会教育の見地から行う公職の候補者の合同演説会は、公職選挙法第164条の3第2項に規定する場合を除き、本来選挙運動のためにする演説会とはみなされないはずのものであることにより了知願います。

問5 この種の合同演説会の具体的方法如何

答 上記通達の記1の(2)を参照されたい。

なお、各候補者の演説内容が純粹に政見及び政策の発表たるに止まり、いやしくも自己に投票することを要請する意思表示にわたらないことを要すること。

問6 候補者中に参加を拒否する者のある場合における実施の適否如何

答 一般には、適当でないとする。なお、社会教育法第23条第1第2項の規定にもふれないよう留意を要するから念のため申し添える。

別紙

愛教社第155号

昭和34年4月7日

愛媛県教育委員会社会教育課長

文部省社会教育局社会教育施設課長殿

公民館が主催する公職の候補者の合同演説会について（照会）

標記に関しましては、1月13日付文社施第14号「公民館と公職の選挙について」により「公民館が住民の政治的教養の向上の目的として社会教育の見地からする場合においても、公職の候補者の合同演説会を開催することは公職選挙法第164条の3第1項および第2項の規定により、衆議院議員、参議院（地方選出）議員、都道府県知事および都道府県の教育委員会の委員の選挙の場合を除いては、さしつかえない」旨の通知がありました。合同演説会は公民館が社会教育の見地から開催するものであっても、各候補者のためには選挙活動のためにする演説と解されることからこれが実施に関し下記1乃至4の如き疑義が生じていますので照会いたします。なるべく速かに御教示下さるようお願いいたします。

記

- 1 この合同演説会では公民館建物は使えないことになるのではないか。(公職選挙法……以下法と略称……第166条の禁止規定との関係如何)
- 2 よって本合同演説会を地方公共団体の所有し又は管理する建物で行う場合は法第161条の個人演説会として取扱わなければならぬが如何。
- 3 もし前項の如くなれば、本合同演説会の実施に関し法第163条、法第164条との関係如何。
- 4 なお本合同演説会の実施に要する一切の経費について、これを主催たる公民館が負担し、又は各候補者が負担するの如何を問わず、法第14章「選挙運動に関する収入及び支出並びに寄附」の諸規定との関係如何。
さらに
- 5 本合同説明会の具体的方法如何。
- 6 万一、候補者中に参加を拒否する者（参加することになっている不参加となる者ではないこと）のある場合その実施の適否如何。

13 公民館に関する疑義について

〔昭和30年5月13日
熊本県教育庁社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

昭和30年4月30日付教社号外をもって照会がありましたことについて、下記のように回答します。

記

問(1) 公民館は営造物かどうか。

答 設問の趣旨が明らかではないが、公民館が営造物かどうかということについては、お見込みのとおり。

問(2) 公民館の設置区域の解釈について。

答 お見込みのとおり。但し、公民館の設置区域は、社会教育法（以下「法」という。）第20条の規定により、公民館の目的が市長村その他一定区域内の住民のために各種の事業を行うにあることに基くものである。

問(3) 公民館の支館、分館は法的に認められるか。

答 お見込みのとおり。

問(4) 支館、分館の性格について。

答 支館又は分館が行う事業はいずれも公民館が行う事業であり、従ってその事業の企画、実施その他必要な事務を行う権限は公民館長に属するところであるから（法第27条）、支館又は分館が行う自主的な活動は、このような公民館長の職務権限に反しない範囲内における或る程度の独立した活動として行われるべきものであり、この点については、学校の分校におけると格別に異なるところはないと解

する。

問(5) 支館，分館の名称について。

答 お見込みのとおり。

別 紙

教社号外

昭和30年4月30日

熊本県教育庁 社会教育課長

文部省社会教育施設課長殿

公民館に関する疑義について

標記について，別紙のとおり疑義がありますので照会します。

なお，本県の「公民館設置，廃止等の報告に関する規則」改正の資料として必要ですから至急御回答下さるようお願いいたします。

別 紙

公民館に関する疑義

1 公民館は営造物かどうか

公民館は市町村又は法人が設置する（法第21条）のものであり，法第22条の事業を行う事業主体であるので，公民館は営造物であると同時に事業体であると解してよろしいか。

2 公民館の設置区域の解釈について

公民館の設置区域とは，住民の参加と支持によって成立っている公民館の特性から見て，公民館設置運営の基盤となる区域であり，主たる対象地区を云うものであって，当該区域外の住民の利用にも供されてよいものと解するかどうか。

3 公民館の，支，分館は法的に認められるか

公民館の設置区域内に，更に小地区（例えば部落）に分館をもつことは，法には「分館」という用語はないけれども，公民館の内部組織としてのその設置を認められるとするならば，数分館を合した地区毎に，本館と分館の中間に，一定地区を対象とした支館（仮称）を持つことも認められると解するかどうか。

備 考

（公民館は，市長村その他一定区域内の住民のために設置されるもので，分館も一定区域にある公民館と解すべきで，法に分館という用語も用いられてない故，分館とすべきでないという論がある。このように，それぞれの小地域の公民館とすることは，奨励されるべきであるとは考えるが，市長村の現状は，諸種の事情から，支，分館としているのが実情である。）

4 支，分館の性格について

前項の支，分館が認められるとするならば，公民館の性格から考えて支，分館は当該地区の実情に即した独自のプログラムも併せて自主的に行うこともあり，（運営審議会と密接に関連をもって）学校の分校とはその性格が稍異なっている面があると考えるかどうか。

（この場合分館の独自のプログラム編成については，住民から選ばれた運営委員が参画している。）

5 支，分館の名称について

前項の各支，分館の名称について，〇〇支館，〇〇分館と称することは下部組織としての意識が強くなるので，〇〇地区公民館，〇〇部落公民館と称してその自主性を持たせたいというが，市町村の公民館設置条例でその位置づけをしておけば，前記の如く〇〇公民館と称してよいと考えるかどうか。

（法にいう公民館と混同される心配もあるが，住民は自主性を強調して公民館と称することを欲し，町村は独立した公民館とするだけの財政的力をもっていない場合が多い。）

14 公民館長の身分取扱について

〔昭和30年6月22日
山形県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答〕

照 会

1 文部省初等中等教育局長回答（委初第182号，昭29. 7. 7付「教育委員会月報48号45頁(1)」）により地方自治法第92条第2項における「常勤の職員」とは「現実の常時勤務しているか，否かによることなく，その職員の占める職が常時勤務を要するものであるか否かによって常勤か非常勤かを区別すべきである」と指示されているが，社会教育法第28条第1項における公民館長の職は，実質的には非常勤であっても常時勤務を要するものの職と認め，いわゆる地方自治法に言う「常勤の職員」と解すべきでせうか。

又右について地方自治体に条例で特に「非常勤」とする旨を明記しそれにより報酬を受けている公民館長の身分は当然「非常勤」の職員として取扱うべきと思いますが如何でせうか。

2 公民館長は実質的に「常勤」「非常勤」の区別はあっても何れも地方公務員法の適用を受けるものと思えますが，その場合実質的に「非常勤」であっても，同法第2条第3項に掲げる各号の何れにも該当しないから当然「非常勤の一般職」として取扱い，同法に定めるすべての拘束を当然受けるべきであるとの説と「実施的に非常勤」の場合は同法第2条第3項第三号の「……嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職」に該当するとみなし「特別職」として取扱うべきであるとの説とありますが，右両者何れによるべきか，具体的に御教示願います。

3 公民館長が欠けたときの代理者を予め定めておく場合館長が予め運営審議会の意見をきいて定めてある公民館規約内に「館長の行う職務を行わせる」意味での代行者を規定することは館長の権限外の事項と考え，あくまで，館長任命の手續を踏襲して教育委員会において任命又は委（託）嘱辞令を交付すべきものであると解すべきでせうか。

回 答

1 (イ) 前段について

公民館長の職務は、社会教育法（以下「法」という。）第27条第2項より、「公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する」とある。しかるに、個々の公民館の間には、法第3条、第5条及び第22条の規定により、その実施する事業の規模、程度等において著しい相異があるから、公民館の長の職については、これをその職務の性格上、常勤か非常勤かについて一律に断定すべきではなく、個々具体的な公民館の規模、事情等に即してその長たる職を遂行するために必要な勤務が常時勤務の態様を必要とするか否かによって決定すべきものと解する。

(ロ) 後段について

お見込みのとおりと解する。

2 について

非常勤の職である公民館長の職については、地方公務員法第3条第3項第三号に該当する特別職に属するものとして取り扱われるべきものと解する。

3 について

設問の趣旨が明らかではないが、公立の公民館長の職務を他の職員に代理せしめるには、法律に特別の定があることを要するから、設問中のいずれの方法をもってそのようなことを行うことはできない。

なお、公民館長が欠け、適当な後任者を即時選任することが困難な場合において、他の職員に臨時に公民館長事務取扱を命ずることは、行政上の慣習に基いて行われるやむをえない措置であるが、このような措置の場合にあつては、当然には教育委員会が通常の手続により行うべきものである。但し、この場合には、社会教育法第28条第2項の規定の適用はないものと解する。

15 公民館と興行場法との関係について

〔 昭和30年8月8日 委社第199号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知 〕

このことについて、愛媛県教育委員会社会教育課長から別紙(1)のような照会がありましたので別紙(2)のように回答しましたから参考に供します。なお、これと類似の取扱が行われている都道府県においては、すみやかに是正措置が講ぜられるよう都道府県知事の主管部局に対してしかるべく折衝願いたい。

別 紙 (1)

媛教社第315号

昭和30年6月23日

愛媛県教育委員会社会教育課長

文部省社会教育局長殿

公民館と興行場法との関係について

標記のことにつきましては、厚生省公衆衛生局長，建設省住宅局長，文部省社会教育局長連名をもって，各都道府県知事宛発せられた通牒「集会場及び各種会館その他の施設を興行場として使用する場合は法の運用について（昭和25年5月8日付衛発第29号）」左記事項の1並びに5，及び文部省社会教育局長名をもって各都道府県教育委員会あて発せられた通牒「公民館と興行場法との関係等について（昭和25年6月16日付文社施第26号）」左記事項の1により，公民館施設を興行のために使用する場合は月平均（連続し，又は連続しないで）5日以上に及ぶ時は，興行場法第2条による許可を必要とし，5日以下の場合は許可を必要としない旨が明らかであります。本県においては，「興行場法施行細則（昭和25年5月30日，県規則第27号）」により，公民館は，仮設興行場（一時限りの建物又は施設を設け，又一時他の施設を代用して興行を営むもの）とされ，興行のために使用する日数の如何にかかわらず，その都度許可を受け，営業許可手数料500円を納入しなければならないことになっております。

このことに関し，公民館よりの照会にも接しましたので，下記の通り照会並びに依頼を致しますから御回答下さると共に，適宜の措置を講ぜられるようお願い致します。

記

- 1 昭和25年5月8日付衛発第29号通牒，並びに昭和25年6月16日付文社施第26号通牒は，それぞれ現在有効であるか否か。
- 2 昭和25年5月8日付衛発第29号通牒が現在有効であるとすれば同通牒1，並びに5の趣旨と，県規則（興行場法施行細則）による取扱上の差異の根拠如何。
- 3 本県のみならず各都道府県における取扱いについても疑義があると思われるので，厚生省，文部省相互の意見，取扱いを再度調整され，それぞれ明確な措置を講ぜられたいこと。

別 紙(2)

委社第199号

昭和30年8月8日

文部省社会教育局長

愛媛県教育委員会教育長殿

公民館と興行場法との関係について（回答）

昭和30年6月23日付媛教社第315号をもって照会のありました。このことについては，厚生省とも協議の上，下記のように回答します。

記

問1 昭和25年5月8日付衛発第29号通達及び昭和25年6月16日付文社第265号通達の効力について

答 臨時建築制限規則に係る部分を除き現在なお効力を有すること。従って，昭和25年5月8日付衛発第29号通達については，記の第2項及び第3項を除いて有効であること。

問2 公民館において、興行場において行う興行に準ずるような方法、内容で行事を行う場合において、当該公民館の施設を仮設興行場として興行のために使用する日数の如何にかかわらず、そのつど興行場営業のための都道府県知事の許可を受けしめることとすることについて

答 昭和25年5月8日付文社第265号通達の記第1項及び第5項に定めるところにより取り扱われるべきものであること。

問3 公民館と興行場法との関係について、文部省、厚生省相互の意見、取扱いを再度調整し、明確な措置を講ずべきことについて

答 公民館の施設を興行のために使用する場合の興行場法の許可の取扱いについては、問1及び問2で述べたように従前の通達により明確であるが、臨時建築制限規則の廃止にも伴い、新しく通達を出しなおすよう考慮中である。

16 憲法第89条にいう教育の事業について

〔昭和32年2月22日 法制局1発第8号
文部省社会教育局長あて 法制局第一部長回答〕

2月2日付文社第60号をもつて照会にかかる標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

1 問題

(イ) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体の行う次の事業は、憲法第89条にいう教育の事業(以下単に「教育の事業」という。)に該当するか。

- 1 図書・記録、視聴覚教育等の資料を収集し、作成し、社会教育関係団体相互の間で貸借する事業
- 2 社会教育(社会教育法第2条に規定する「社会教育」をいう。以下同じ。)活動の普及、向上又は奨励のためにする社会教育関係団体若しくは一般人に対する援助若しくは助言又は社会教育関係団体間の連絡調整
- 3 機関誌の発行若しくは資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の活動又は社会教育に関し相談に応ずる事業
- 4 図書・記録・視聴覚教育資料を公衆の利用に供する事業又は資料展示会若しくは展覧会の開催
- 5 競技会、体育大会又はレクリエーション大会の開催
- 6 研修会、読書会、鑑賞会、講演会又は講習会の開催
- 7 社会教育に必要な専門的、技術的指導者の養成

(ロ) 青年団又は婦人会等の団体において、会員が、相互に問題をもちより、自主的に学習する活動は、教育の事業に該当するか。

(ハ) 宗教上の組織又は団体以外の団体で公の支配に属しないものがその事業の一部として附随的に教育の事業を行つている場合、その団体の行う教育の事業以外の事業に対して国又は地方公共団体が補助金を支出することは、憲法第89条に抵触するか。

2 意見及び理由

- (イ) 教育の事業とは、人の精神的又は肉体的な育成をめざして、人を教え導くことを目的とする事業であつて、教育する者と教育される者との存在を離れてこれを考えることはできない（昭和24年5月30日法務庁調意1 発第31号（法務総裁意見年報第2巻 103頁）参照）。すなわち、教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標があり、教育する者が教育される者を教え導いて計画的にその目標の達成を図る事業でなければ教育の事業ということとはできないのであつて、もともと人を教える行為が介在せず、したがつてまた教育する者及び教育される者の存在しない事業はむろんのこと、人を教える行為が介在していても、単に人の知識を豊富にしたり、その関心をたかめたりすることを目的とするだけの事業であつて、教育される者について、その精神的又は肉体的な育成を図るべき目的があつて計画的にその達成を図るのでないものは、教育の事業には該当しないものと解される。

ところで、社会教育関係団体の行う事業であることの故をもつて、その事業がただちに右にいう教育の事業に該当するものと解すべき特段の理由は存在しないから、社会教育関係団体の行う事業が教育の事業に該当するかどうかは、それぞれの事業について個々に判断するほかないものといわなければならない。この観点からお尋ねの問題を検討してみると、

- 1) 1から5までに掲げる事業は、あるいは、もともと人を教える行為の介在を欠き、あるいは、その行為の介在があつても、教育される者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標及びその計画的な達成という要件を欠いているが故に、社会教育関係団体によつて行われる場合であつても、いずれも、教育の事業に該当しないものと解してよいであろう。
 - 2) 6及び7に掲げる事業は、種種の形態で行われることがありうるので、前記の教育の事業の観念にてらし、それぞれ具体の場合について判定すべきもので、一律に決定することはできないが、たとえば、社会教育関係団体が特定の受講者についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、講師を委嘱して受講者を指導させる等の方法により、計画的にその目標の達成を図るものであれば、研究、読書、鑑賞を指導させる等の方法をとると、研究会、読書会、鑑賞会、講演会、講習会その他いかなる名称を用いるとを問わず、教育の事業に該当するものと解すべきであろう。
- (ロ) 青年団又は婦人会において会員が相互に問題をもちより自主的に学習する活動は、(イ)の6に掲げる事業とおおむね同様に考えてよいであろう。すなわち、前記の教育の事業の観念にてらし、それぞれ具体の場合について判定すべきであるが、たとえば青年団又は婦人会が会員についてその精神的又は肉体的な育成を図るべき目標を定め、その目標を達成する手段として自主的な学習活動という方法を選び、その方法を指導しつつ計画的に右の目標達成に導くような場合には、その事業は、教育の事業に該当するものと解すべきであろう。けだし、人の教え導く行為とは、必ずしも講義をし、問題を提起し、解答を与えるというような形態によるもののみをいうものではなく、その他の形態によるものであつても、それ自体に教え導くという積極的な意義の認められるものは、これに含まれると解するのを相当とすると考えられるからである。
- (ハ) 憲法第89条は、宗教上の組織又は団体については、その事業のいかんを問わず、公金を当該組織又は団体の使用、便益又は維持そのもののために支出する等のことを禁止しているのに反し、公の支配に属しない慈善、教育又は博愛の事業については、事業そのものに着目して同様の財産上の援助を禁止している。したがつて、お示しの団体が宗教上の組織又は団体でないことが明らかである以上、その団体の行う慈善、教育及び博愛の事業以外の事業に対して、国又は地方公共団体が補助

金を支出することは、憲法第89条の禁止するところではないと解される。

17 市議会議員を非常勤の公民館長に任命することについて

〔昭和41年11月25日 委社第48号
福岡県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長回答〕

照 会

このことについては、現在久留米市の公民館の運営にあたって、市議会議員が館長の職にあることは選挙や、政党の活動との関連において社会教育法第23条第1項第二号の規定との間に不明確な点があり、運営上疑義が生じていますので、その適否について下記事情ご斟酌のうえ、御教示くださいますようお願いいたします。

記

- 1 本市は本館1，小学校区毎に分館20で公民館を組織している。
- 2 本館の館長は常勤で一般職に属する有給の職員である。
- 3 分館の館長は非常勤の特別職に属し、無報酬の職員である。
- 4 分館長の任命手続は、その対象区域住民から推せんされたものを教育委員会が任命することにして
いる。
- 5 現在、市議会議員の分館長は20人中4名である。

回 答

市議会議員が公民館長を兼ねることは、その館長の職が地方公務員法第3条第3項第三号にいう非常勤の顧問、参与等およびこれらの者に準ずる者の職に該当する場合は、認められる。

しかし、公民館は、政治的中立性が要請され、特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを禁ぜられていることにかんがみれば（社会教育法第23条第1項第二号参照）、議員が公民館長を兼ねることは、公民館長としての活動と当該館長の議員としての政治活動との混同を生じるおそれもあるので、さけることが望ましい。

18 許可、認可等の整理に関する法律の施行について

〔昭和42年8月14日 文社社第255号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知〕

このたび、許可、認可等の整理に関する法律（昭和42年法律第120号）が昭和42年8月1日に公布、即

日施行され、文部省関係の許認可事項についても整理が行われました。

整理の概要については、文部省大臣官房長官より各都道府県教育委員会教育長あて昭和42年8月1日付け文総審第99号で通達されましたが、なお、社会教育法、図書館法の一部改正に関し、細部については下記事項に留意のうえ管下市町村の教育委員会その他関係方面に周知徹底を図られるとともに、適切に指導されるようお願いします。

記

- 1 従来、社会教育法第25条および第26条ならびに図書館法第11条および第24条の規定により、市町村または法人が設置する公民館、図書館の設置、廃止、設置者変更に関しては、その都度、都道府県教育委員会に対し、届出または報告を行うこととされていたが、今後は2以下による取り扱いをすることを前提として、このたび当該規定を廃止することにより、市町村または法人は、上記の届出、報告を要しなくなり、また、都道府県教育委員会においては、設置、廃止等のたびごとに報告、届出を受理し、整理する必要がなくなり、事務が簡素化されたこと。
- 2 都道府県教育委員会が公民館、図書館に対する指導、助言、援助を適切に行うためには、公民館の設置、廃止、設置者変更の場合のみならず、管理、運営の全般にわたってつねにその実態を把握しておく必要があること。
都道府県教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第12号、第48条第2項第6号、および第54条第2項によって公立の公民館、図書館に関し、また、民法第67条によって民法法人立の公民館、図書館に関し調査等を行う権限を有しているのでこれにより必要な実態把握をするものとする事。
なお、これに応じて、このたび社会教育法第6条第1号が改正され、都道府県教育委員会の事務として公民館、図書館の設置、管理に関し調査および指導に関する事務を行うことが明確にされたこと。
- 3 文部省では従来から実態調査等により全国の公民館、図書館の実態把握につとめてきたが、今回の改正によってこの方針は変わるものではないこと。
- 4 従来は、社会教育法第25条第2項および第26条第2項ならびに図書館法第11条第2項および第24条第2項の規定により、設置、廃止、設置者変更の報告、届出等に関し必要な事項は、都道府県教育委員会で定めることとされていたのも、今回当該規定が廃止されたこと。ただし、都道府県教育委員会が、上述の実態調査を行うため、手続等を定めることをさまたげるものではないので、今後は、適宜、必要な定めを行ったうえ、実態把握に万全を期すようされたいこと。

19 公民館の管理運営等の適正化について

〔昭和63年1月19日 文社社第38号〕
〔各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知〕

国庫補助事業により取得した財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条の規定により、各省各庁の長の承認を受けなければ、補助金交付の目的に反して使用

等してはならないことになっております。また、補助金の交付条件により、これらの財産は、善良な管理者の注意をもって管理、運用しなければならないことになっております。

このことについては、すでに昭和60年11月18日付け社会教育課長名をもって注意を喚起し、その後機会あるごとに管下市町村に対する指導をお願いしてきたところではありますが、いまだにその趣旨が徹底せず、法令違反を行っている公民館がみられることは遺憾であります。

したがって、下記により今後このような法令違反が起きないように、管下市長村に対し、重ねて指導の徹底を図られるよう願います。

記

- 1 各都道府県教育委員会は、管下市町村に対し、国庫補助によって建築された公民館の台帳（例えば施設名、建物延面積、補助年度、各室の名称等を記載したもの）を作成し、公民館の各室について目的外使用がなされていないかどうか、定期的な点検を行うよう求めるとともに、自らも上記の台帳の写しを備え付け、点検を行うこと。（なお、後日、作成した台帳について報告を求める予定である。）
- 2 各都道府県教育委員会は、管下市町村に対し、公民館内に開館当初から補助目的以外の機関を置く場合には、交付申請時において、これを補助対象外として明確に区分するよう周知するとともに、交付申請書の提出時における書類審査や事情聴取の徹底、補助金額の確定を行う際の現地視察などにより、補助目的以外の機関が置かれることになっていないかどうか十分な調査を行うこと。
- 3 各都道府県教育委員会は、管下市町村に対し、各室の新たな利用方法の検討、学習プログラムや広報の充実などにより、施設の利用の促進に努め、施設利用の低調によって、安易に無断目的外使用がなされるなどの事態を引き起こさないよう指導すること。

20 社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について

〔平成7年9月22日 委生第15号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知〕

標記のことについて、広島県教育委員会教育長から別紙1のとおり照会があり、別紙2のとおり回答しましたので通知します。

別紙1

公教委社第16号

平成7年9月21日

文部省生涯学習局長 殿

広島県教育委員会教育長

社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について（照会）

標記に関して疑義がありますので、下記について御教示願います。

記

- 1 社会教育法第2条の「社会教育」には、民間の事業者が行う組織的な教育活動（学校教育に基づき学校の教育課程として行われる教育活動を除く。）も含まれると解してよいか。
- 2 公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者による営利目的の事業にその施設の使用を認めることは、当該事業が社会教育法第20条の目的に合致し、当該事業者の利用内容が同法第22条第七号に規定する「公共的利用」とみなすことができるとともに、当該公民館の行為が同法23条第1項第一号に規定する「営利事業を援助すること」に該当しない限り、差し支えないと解してよいか。

また、この場合において、「営利事業を援助すること」とは、一般的には「特定の営利事業者に対し、公民館の支用について特に便宜を図り、もって当該事業者には利益を与え、その営業を助けること」をいうと解してよいか。

別紙2

委 生 第 15 号

平成7年9月22日

広島県教育委員会教育長 殿

文部省生涯学習局長

社会教育法における民間営利社会教育事業者に関する解釈について（回答）

平成7年9月21日付け広教委社第16号で照会のありました標記のことについて、下記のとおり回答します。

記

1について

お見込みのとおり。

2について

お見込みのとおり。

なお、昭和32年2月22日付け法制局1発第8号「憲法第89条にいう教育の事業について」の内容に十分留意する必要がある。

(参考) 公民館施設の民間営利社会教育事業者による利用について

[社会教育課]

1 はじめに

このたび、文部省ではいわゆる民間営利社会教育事業者に係る社会教育法の解釈について、各都道府県教育委員会教育長に対し通知し、一定の要件のもとであれば民間営利社会教育事業者に公民館施設の使用を認めて差し支えない旨を明らかにした。

従来、公民館施設を民間営利社会教育事業者による営利目的の事業に使用を認めることについては、社会教育法上の明文の規定がないこともあり、各公民館では消極的に対応するのが一般的な傾向であった。このため、今回一部の県からの照会を機に、社会教育法の解釈を明確に示し、公民館運営の参考にしていただくこととしたものである。

近年、人びとの学習ニーズの増大とその高度化・多様化を背景として、カルチャーセンター等のいわゆる民間営利社会教育事業者が活発な事業を展開している。公民館は、いうまでもなく地域住民に最も身近な社会教育施設として、自ら様々な事業を実施し、また、地域住民に自主的な学習の場を提供しているが、今後はこれら民間の事業も視野におき、人々の多様な学習ニーズに一層適切に対応していくことが望まれる。

各市町村・公民館においては、今回の通知の趣旨を十分理解いただき、民間営利社会教育事業者の様々な事業のうち公民館の目的等に合致するものとの必要な連携・協力も含めて、公民館の学習機会の提供機能の充実と公民館活動の一層の活性化に努めていくことが期待される。

2 通知の内容（前掲）

3 通知内容の説明

(照会1について)

社会教育法は第2条において、「社会教育」を「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義しているが、「組織的な教育活動」であれば、その実施主体については問わないものであり、民間の公益法人が実施主体となるものはもとより、株式会社等の民間企業が実施するものであっても「社会教育」に含まれる。

(照会2について)

- (1) 社会教育法20条は公民館の目的を、「市町村その他一定の区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与すること」と規定し、さらに同法第22条において「公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。」として、第1号から第6号まで6つの事業を例示している。

このうち、第5号までは公民館が直接行う事業を規定しているが、第6号では「その施設を住民の集会でその他の公共的利用に供すること」と想定し、施設を住民等に供与することを挙げている。ここでいう「公共的利用」とは一般に、「住民の側において計画し推進する社会教育的な事業その他公共的目的のために、その施設が広く一般に開放され自由に利用されること」と解されるが、公民

館として、住民の要請する学習内容の専門性、多様性等から直接事業を行うことが困難な場合等、営利事業者による事業を認めることが必要な場合であれば、営利事業者に施設を供与することも公民館の目的を達成するために必要な事業であるといえ、それは公共の利用又はそれに匹敵するものと考えられる。

- (2) また、社会教育法第23条第1項では、公民館の行なつてはならない行為を規定し、その第1号で、「もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を規定している。ここでいう「営利事業を援助すること」とは、回答に示されたとおりであるが、具体的には、特定の事業者に対し、公民館の使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、一般に比して社会通念上極めて安い使用料の設定事業者に対し特に便宜を図り、もって当該事業者に利益を与え、その営業を助けること、と考えられる。
- (3) 以上が、社会教育法の関係条文の解釈であるが、公民館がその事業として、いわゆる民間営利社会教育事業者にその施設を供与する場合については、当該事業内容が同法20条の目的に合致するものであるとしても、①供与された者の利用内容が「公共の利用」又はそれに匹敵するものであること、②公民館を供与することが「営利事業を援助すること」に当たらないこと、を具体的に判断することが必要である。
- (4) このため、実際に使用許可をするに当たっては、①の観点から、当該事業に施設を供与することが公民館の目的達成のために必要な事業であるかどうかについて十分な検討を行うとともに、②の観点から、事業者の選定方法、使用時間や使用回数、事業者から徴収する使用料などの使用条件に適正を期し、さらにこれらを担保するため、不適切な使用に対する使用許可の取消や是正勧告などの監督措置に関する規定を整備しておくなど、施設供与の在り方、事業の内容等を総合的に検討して対応することが必要である。その際、公民館運営審査会に意見を聴くことも有益であると考えられる。
- (5) なお、憲法第89条にいう教育の事業（昭和32年2月22日付け法制局1発第8号「憲法第89条にいう教育の事業について」参照）については公の財産をその利用に供することが禁じられており、民間営利社会教育事業者の事業のうちこれに該当する事業については、公民館施設を使用させることができないことに留意する必要がある。

（「教育委員会月報」平7.10. No.545より転載）

21 家庭教育学習の拠点としての公民館の充実について

平成12年4月14日 文生社第182号
〔各都道府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長依頼〕

社会全体で子どもを育てることや子育ての在り方を見つめ直すことが重要となっています。また、近年の都市化、核家族化などにより住民の地域社会の一員としての意識や連帯感の希薄化が生じ、地域で子どもを育てる環境は十分とはいえない状況にあります。

このような状況の中、地域における教育力を回復し、地域ぐるみで子どもを育てる環境を全国津々浦々において一層重点的に整備することが我が国における喫緊の課題となっています。

こうしたことから、地域住民の交流の場であり、学習活動や地域づくりの中心的施設である公民館を「家庭教育学習の拠点」として充実し、家庭教育に関する学習機会や学習情報の提供、家庭教育相談等、家庭教育学習の充実を図るための施策を積極的に推進していくことが必要です。

貴職におかれては、この趣旨を十分ご理解の上、域内の市町村への周知を図り、公民館における別紙に掲げる家庭教育学習支援のための取組の一層の充実が図られるようお願いします。

[別 紙]

1 全国の公民館で家庭教育に関する講座・事業をあまねく展開

- ・ 公民館で実施するしつけの在り方や子育て支援、児童虐待への取組などの地域の父母等が参加する家庭教育に関する学級・講座の一層の充実。

なお、全国の公民館における家庭教育が級数が8,280件（平成8年度文部省社会教育調査報告書）であり、文部省ではこれらの家庭教育に関する学級・講座を全体で倍増することを目標としている。この趣旨をご理解の上、公民館における家庭教育に関する学級・講座の充実に御努力願いたい。

- ・ 公民館を活動拠点とする子育てグループ等を育成するとともに、これらのグループ等が公民館で交流会や学集会を開催する際の積極的な支援。

2 子育てグループ等が公民館を使用する場合の格別の配慮

- ・ 子育てグループや子育て支援ボランティア等の団体が公民館を使用したいと考えても、公民館の部屋を借りられず、やむを得ず自宅等を使用せざるを得ない状況があり、これらのグループ・団体等の学習の場や打合せの場としての公民館の使用等に対する格別の配慮。

3 家庭教育に関する情報収集・提供・相談の充実

- ・ 地域における家庭教育に関する学習、相談機会等に関する情報の公民館における利用への配慮。その際、「子どもセンター」が作成する情報誌に家庭教育学習に関する情報を積極的に掲載。
- ・ 公民館における家庭教育に関する相談事業の充実。
- ・ 子育て支援ボランティアや地域の指導者の情報の収集及びその公民館における利用への配慮。

4 関係団体・機関等との連携・協力

- ・ 家庭教育学習に関する事業を公民館において実施する際の、PTA等の関係団体や母子保健部局をはじめとする関係機関・施設の事業との積極的な連携・協力。

5 衛星通信システムによる家庭教育講座の積極的活用

- ・ 文部省が衛星通信システム（エル・ネット）を使って送信する家庭教育講座の活用による公民館における家庭教育講座の充実。

22 社会教育施設等を活用した裁判員制度等に係る教育・啓発活動の推進について

平成17年7月1日 17文科生第195号、法務省刑総第851号、最高裁総一第000641号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長・
法務省刑事局長・最高裁判所事務総局総務局長通知

日頃より、生涯学習行政、社会教育行政の推進に御尽力頂き、ありがとうございます。

さて、平成16年5月、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が公布され、平成21年5月までに、国民の司法参加を実現する新たな制度が発足することとなりました。裁判員法附則第2条においては、「政府及び最高裁判所は、（中略）この法律の施行までの期間において、国民が裁判員として裁判に参加することの意義、裁判員の選任の手續、事件の審理及び評議における裁判員の職務等を具体的に分かりやすく説明するなど、裁判員の参加する刑事裁判の制度についての国民の理解と関心を深めるとともに、国民の自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるようにするための措置を講じなければならない。」と規定されており、政府及び最高裁判所は、本制度の施行に向けた積極的な教育・啓発活動を行うこととしております。

このような裁判員法の趣旨にかんがみ、貴職におかれては、司法制度・裁判員制度等の教育・啓発活動の促進に向けて、公民館、図書館をはじめとする社会教育施設等の積極的な活用が図られるよう、下記の事項について、貴委員会内、貴委員会所管の施設及び域内の市区町村教育委員会への周知及び御協力方、よろしくお願い申し上げます。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について、日本弁護士連合会においても了解済みであることを申し添えます。

記

① 社会教育施設等におけるパンフレット等の配布・備え付

パンフレット等の配布方法等については、貴委員会担当者に対して、法務省作成の資料については法務省から、最高裁判所作成の資料については最高裁判所から、それぞれ御連絡をさせて頂く予定ですが、パンフレット等の送付後に取扱いの疑義等が生じた場合は、法務省作成の資料については、別添1の各検察庁の担当に、最高裁判所作成の資料については、別添2の各裁判所の担当にそれぞれお問い合わせください。

② 社会教育施設等への法務省又は最高裁判所製作に係る広報用DVD・ビデオの配布・貸出等

広報用DVD・ビデオの配布方法等については、上記①と同様の方法にて御連絡等をさせて頂く予定です。

③ 社会教育施設等における司法制度・裁判員制度に関する講座等の実施に当たっての情報提供

今日における司法制度・裁判員制度の重要性にかんがみ、社会教育施設等において、司法制度・裁判員制度に関する講座等について、積極的にお取り組みいただきますようお願いいたします。

なお、社会教育施設等で、司法制度・裁判員制度に関する講座等の実施を希望する場合、本件に係

る各都道府県ごとの裁判所，検察庁，弁護士会の共通の窓口（別添1）に対して，講師の派遣や講座等の内容について相談願います。その場合，裁判所，検察庁，弁護士会は，各社会教育施設等からの講師の派遣要請に対して，最大限の協力を行います。

（別添1・2省略）

23 地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について

平成17年9月27日 17文科生第354号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知

日頃より，生涯学習行政，社会教育行政の推進に御尽力頂き，ありがとうございます。

近年，住居に犯罪者が侵入したり，街頭で犯罪の被害に遭ったりする事案が急増しているほか，子どもを標的とした社会を震撼させる事件の続発など，犯罪情勢の急激な変化が見られています。これに伴い，全国では，地域住民自らが自主的にパトロールを行ったり，地域安全に関する情報発信をするなど，様々な自主的・自発的な防犯に関する取組が行われています。

政府においても，平成17年6月，犯罪対策閣僚会議において，「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」を決定（別紙参照）し，こうした地域の自主的な取組を支援し，官民連携した安全で安心なまちづくりのための取組を，積極的に全国に展開しているところです。

このような状況にかんがみ，文部科学省と警察庁が連携・協力して，地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動を推進していくこととしました。

貴委員会におかれては，地域の防犯意識の向上，地域の安全・安心の確保に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き，下記の項目について，貴委員会内及び所管の施設，及び域内の市町村教育委員会への周知及び御協力方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 公民館，生涯学習推進センター等における，防犯教育・啓発活動，防犯教室・訓練，防犯活動の積極的な推進

公民館，生涯学習推進センター等の社会教育施設等が地域における防犯の拠点として果たしうる役割は，非常に大きいものと考えられます。各社会教育施設等においては，これらの活動を積極的に企画・立案され，推進されるようお願い申し上げます。

なお，各社会教育施設等が防犯教育・啓発活動，防犯教室・訓練，防犯活動を実施するに当たって，警察官等防犯に知見のある講師を円滑に確保できるよう，地元の警察署に対して講師派遣の相談を行うことが可能になっています。

2. 地域住民の防犯ボランティア活動への参加促進

昨今，犯罪被害が身近になりつつあり，かつ平穏な日常生活を脅かしているという実感が生まれて

いる中で、地域においては、地域の安全・安心を再構築するため、地域住民が、主体的に、自らの安全・安心を守るため、「防犯ボランティア活動」の取組が活発になっています。

文部科学省においては、このような防犯ボランティア活動を通して、地域住民が、主体的に安全・安心なまちづくりという課題に取り組むことは、地域づくり、地域の教育力再生の観点から、極めて有効なことと認識しており、この度、警察庁と連携して、地域住民の防犯ボランティア活動の促進のための体制の整備を図りました。

具体的には、別添の警察庁通達により、「地域ボランティア活動推進事業」の活用などによる防犯ボランティア活動を実施する際、その活動内容の充実・向上を図るため、オリエンテーションへの講師（指導者）の派遣や各種指導・助言などについて、地元の警察署に相談を行うことが可能となっています。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について、警察庁の了解を得ていることを申し添えます。

また、警察庁より、各都道府県警察あてに本件内容につき、周知が図られております。

(別添省略)

(別 紙)

「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(抄)

(平成17年6月28日 犯罪対策閣僚会議決定)

第1 住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開

2 防犯ボランティア活動等の支援

③ 大学生や企業人等の防犯ボランティア活動への参加促進

地域社会における防犯ボランティア活動の担い手の拡大を目指し、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う「地域ボランティア活動推進事業」の一環として、大学生、企業人を含む地域住民全体を対象とした防犯ボランティア活動への参加を促進する。

⑥ 公民館等を活用した防犯教育、防犯活動等の推進

教育委員会や警察の協力の下、情報提供や講師派遣を行うことなどにより、地域の公民館や生涯学習センター等を活用した防犯教育・啓発活動、防犯訓練・教室、防犯活動、これらの活動にかかる学習講座等の開催を促進する。

24 地域における防災に係る教育・啓発活動の推進について

平成17年10月24日 府政防第880号, 17文科生第394号, 国河災第18号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 内閣府政策統括官（防災担当）・
文部科学省生涯学習政策局長・国土交通省河川局長通知

近年の相次ぐ台風の上陸などによる度重なる豪雨や新潟県中越地震などにより、全国各地で大きな被害が発生し、改めて日頃からの「備え」の重要性が、国民の関心事となっています。我が国の災害は、洪水、土砂災害、地震、噴火、雪害、高潮、津波等自然災害の種類が多様で、繰り返して発生し、しかも発生回数が多く、全国どこでも発生可能性があります。

このため、災害による被害を軽減するには、災害の教訓を学び、地域コミュニティや国民の一人ひとりが、緊急時に主体的に行動を起こせるよう、各種災害の性格とその危険性を知り、災害時にとるべき行動を知識として身につけておくとともに、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育・啓発活動を推進していくことが重要となります。

このような状況にかんがみ、内閣府、文部科学省及び国土交通省が連携・協力して、地域における防災に関する教育・活動を推進していくこととしました。貴教育委員会におかれては、地域住民の防災等に関する意識の向上、理解の増進に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き、下記の項目について、貴教育委員会内及び所管の施設並びに域内の市町村教育委員会への周知及びご協力方よろしく願います。

記

1 社会教育施設等における防災教育への積極的取組及び講座等の実施に当たっての講師派遣

今日における防災教育の重要性にかんがみ、社会教育施設等において、防災に関する講座等について、首長部局等との連携も視野に入れつつ、積極的な取組をお願いします。

なお、社会教育施設等で、防災に関する講座等の実施を希望する場合、別紙で紹介している窓口に対して、講師の派遣や講座内容について相談願います。その場合、内閣府及び国土交通省は、各社会教育施設等からの講師の派遣要請に対して、最大限の協力を行います。

2 社会教育施設等におけるパンフレット等の備え付け

内閣府、国土交通省又は関係団体から、各教育委員会又は社会教育施設等に対して、防災に関するパンフレット等の備え付けの依頼があった場合は、ご協力願います。

また、社会教育施設等において防災に関するパンフレット、ビデオ教材等が必要な場合は、別紙で紹介している窓口にお問い合わせ願います。

別 紙

【内閣府】

「みんなで防災」ホームページ (<http://www.bousai.go.jp/minna/>) では、防災についての情報ノウハウを紹介していますので、ご参照下さい。

【国土交通省】

国土交通省防災教育支援ホームページ (<http://www.mlit.go.jp/bosai/education/index.htm>) をご参照の上、各講座等毎のお問い合わせ先までご相談ください。

25 地域におけるエネルギー教育・啓発活動の推進について

平成17年11月29日 17文科生第472号，平成17・11・24資庁第1号
各都道府県・政令指定都市教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長・
経済産業省資源エネルギー庁長官通知

我が国のエネルギー需要は、近年増加傾向で推移してきており、特に、家庭や乗用車などに関するエネルギー消費である民生部門・運輸部門での伸びが大きくなっています。また、アジアを中心とした世界のエネルギー需要の長期的拡大傾向等を受けたエネルギー価格の高騰などの問題も生じています。さらには、地球の温暖化の原因になる大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的とした京都議定書が本年2月に発効し、我が国は、2008年から2012年までの第一約束期間に、1990年比で6%の温室効果ガスを削減する国際的な義務が生じました。このため、我が国のエネルギーの安定供給と地球温暖化防止の対策を実施していく上で、エネルギーに関する国民の理解が必要不可欠な現状となっています。

このような状況にかんがみ、文部科学省、経済産業省及びエネルギー関係団体・企業（以下「関係団体等」という。）が連携・協力して、地域におけるエネルギーに関する教育・啓発活動を推進していくこととしました。貴教育委員会におかれては、地域住民のエネルギーに関する意識の向上、理解の増進に果たす社会教育の役割を十分ご認識頂き、下記の項目について、貴教育委員会内及び所管の施設、並びに域内の市町村教育委員会への周知及びご協力方よろしく申し上げます。

なお、本通知発出に当たっては、その内容について関係団体等においても了解済みであることを申し添えます。

記

1 社会教育施設等におけるエネルギーに関する講座等の実施に当たっての講師派遣

今日におけるエネルギー教育の重要性にかんがみ、社会教育施設等において、エネルギーに関する講座等について積極的な取組をお願いします。

なお、社会教育施設等で、エネルギーに関する講座等の実施を希望する場合、別添の窓口に対し

て、講師の派遣や講座等の内容について相談願います。その場合、経済産業省、関係団体等は、各社会教育施設等からの講師の派遣要請に対して、昀大限の協力を行います。

2 社会教育施設等におけるパンフレット等の送付・備え付け

社会教育施設等においてエネルギーに関するパンフレット等の送付を希望する場合、別添の窓口にお問い合わせ願います。

また、経済産業省又は関係団体等から、各教育委員会又は社会教育施設等に対して、エネルギー等に関するパンフレット等の備え付けの依頼があった場合は、ご協力願います。

(別添省略)

26 「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」の改正等について（通知）

平成20年7月25日 20文科生第423号
〔各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知〕

公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設した施設の財産処分に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成10年3月31日生涯学習局長裁定。以下「裁定」という。）により取り扱ってきたところです。

この度、補助金等適正化中央連絡会議において、地方公共団体の補助対象財産の転用等について、概ね10年を経過したものについては補助の目的を達成したものとみなし、原則として報告をもって国の承認があったものとみなすこと（包括承認制）などが決定されました（別添1）。

これを踏まえ、文部科学省においても、「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」を制定しました（別添2）。これにもとづき、標記載定を別添のとおり改正しましたので、域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないよう願います。

また、公立社会教育施設災害復旧費補助金の交付を受けて建設した施設についても、別添2の「文部科学省所管一般会計に係る補助金等に係る財産処分承認基準」が適用されることについても、あわせて域内の市町村への周知をお願いするとともに、事務処理に遺漏のないよう願います。

なお、公立社会教育施設整備費補助金は、既に平成9年度（沖縄県は平成10年度）に廃止されていますので、ご留意ください。

(別添 1)

補助金等適正化中央連絡会議の決定事項の通知について

国文科会

財計第1087号

平成20年 4月10日

平成20年3月28日に開催された第63回補助金等適正化中央連絡会議幹事会において、「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」を議題として協議し、幹事を通じて各評議員の意見を聴いたところ、格別の御異議もなく了承されたので、幹事会における協議事項を補助金等適正化中央連絡会議の決定事項としたことを通知します。

なお、決定事項の内容は、別紙「平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について」及び「補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について」記載のとおりです。

平成20年度補助金等予算の執行に関する手続等について

平成20年度の補助金等予算の執行に当たっては、その適正を確保するため下記により実施する。

記

1. 補助内容、補助条件等の明確化について

補助金等予算の執行の適正化に資するため、別紙に掲げる補助金等を指定補助金とし、例年どおり交付決定前に経費の費目、算定基準、交付決定通知書、交付要綱等について各省各庁と主計局と協議して決定する。

2. 補助金等予算の適正な執行について

補助金等予算の執行については、従来から各省各庁において、その適正かつ効率的な執行の確保に努めてきたところであるが、毎年、会計検査院の検査報告に不当事項等の事例が指摘されている。

各省各庁は、補助事業者等に対し、各種の通達や会議、研修等を通じ、指摘された不当事項等の周知徹底等を図るとともに、そめ再発防止の為の措置を早急に講じ、一層の指導の徹底、強化を行い、補助金等予算の執行について不当事項等の指摘を受けることのないよう努めるものとする。

また、公益法人を含め、民間団体等を対象とする補助金等については、行政評価・監視に基づく勧告が二次にわたって行われたところであるが、引き続き、関係法令や補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年8月15日閣議決定）等を厳正に適用し、適正かつ効率的な執行の確保に一層努めるものとする。

補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を、財産処分（補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。）する場合の補助金等適正化法第22条の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的で分かりやすい形で定めるとともに、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

- 1 近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね10年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなす。当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認があったものとみなす制度（包括承認制）を手続の簡素化の観点から導入するとともに、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。
- 2 概ね10年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分や、市町村合併、地域再生等の施策に伴う財産処分については、1と同様とする。

（別添2）

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（通知）

〔20文科会第189号〕
〔平成20年6月16日〕

標記のことについて、別添のとおり、文部科学省所管一般会計に係る補助金等にかかる財産処分承認基準を制定しましたので、通知いたします。

各部局の長におかれては、原則として、この承認基準に基づき対応いただくようお願いします。

なお、各部局が所管する補助金等について既に承認基準を制定している場合は、引き続き当該基準に従って対応いただくとともに、本承認基準の制定後、特段の事情により必要がある場合には、別に各部局の長が本承認基準の特例を定めることができるものとするので、適切に対応いただくようお願いします。

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第1 趣 旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補初会等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注3）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う掛合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

（注4）処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報

告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- (2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

- (1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

- ① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合
- ② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの
 - ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合
 - イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合
 - ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対

策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に開する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、抵当権が実行に移される際に財産処分納付金を国庫に納付させることを条件として承認するものとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。

文 部 科 学 大 臣 殿

補助事業者等名 印

〇〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*）、次のとおりの処分について承認を求めます。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき、」と記載すること。

1 処分の種類（該当するものに○）

（転用 有償譲渡 有償貸付 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 担保に供する処分（抵当権の設定））

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	
⑱譲渡予定額 (譲渡の場合)					
円					

3 経緯及び処分の理由

--

4 承認条件としての納付金（有 無）

- ・→無の場合（承認基準の第3（国庫納付に関する承認基準）の該当項目に○）
 - 1 地方公共団体 (1)
 - 2 地方公共団体以外の者 (1) → (① ②ア ②イ ②ウ ②エ ③)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分、面積を明記したもの）、仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・補助事業者等の財務諸表及び抵当権設定後の返済計画（担保に供する処分の場合）
- ・その他参考となる資料

（記入要領）

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には、国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については、補助対象財産が施設である場合のみ記載し、「⑥建物構造」欄には、鉄骨鉄筋コンクリート、鉄筋コンクリート、ブロック造、鉄骨造、れんが造、石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には、次の例のように、財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し、○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し、同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し、代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお、地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には、当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め、地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し、その旨記載すること。

4 承認条件としての納付金

財産処分を承認するに当たり、納付金を国庫に納付する旨の条件が付される場合は「有」に、条件が付されない場合は「無」を○で囲むこと。

その上で、「無」の場合においては、承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には、図面や仕様書、写真等は添付しなくても構わない。
- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分承認申請書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

補助事業者等名 印

〇〇〇〇〇〇補助金により取得した△△△△に係る財産処分の報告について

標記について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき（*），次の処分について報告します。

* 間接補助事業に係る財産処分の場合は、「第7条第3項の規定により付した条件に基づき，」と記載すること。

1 処分の種類（転用 無償譲渡 無償貸付 交換 取壊し又は廃棄 ）

2 処分の概要

①補助事業者	②間接補助事業者 (間接補助の場合のみ)	③補助対象財産名		④所在地	
⑤補助対象財産種別	⑥建物構造	⑦処分に係る建物延面積	⑧建物延面積の全体	⑨定員	
	造	m ²	m ²	名	
⑩国庫補助相当額 (処分に係る部分の額)	⑪国庫補助額全体	⑫総事業費	⑬国庫補助年度	⑭処分制限期間	⑮経過年数
円	円	円	年度	年	年
⑯処分の内容				⑰処分予定年月日	

3 経緯及び処分の理由

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目（番号を○で囲む。）

- ・地方公共団体 → (1)① (1)② (2)
- ・地方公共団体以外の者 → (2)

5 添付資料

- ・当該補助対象財産の図面（国庫補助対象部分，面積を明記したもの），仕様書及び写真等
- ・国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し（保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可）
- ・その他参考となる資料

（記入要領）

1 処分の種類 いずれか該当するものを○で囲むこと。

2 処分の概要

- (1) 「⑤補助対象財産種別」には，国庫補助金交付額確定時の補助対象となる施設又は設備等の名称を記載すること。
- (2) ⑥～⑧については，補助対象財産が施設である場合のみ記載し，「⑥建物構造」欄には，鉄骨鉄筋コンクリート，鉄筋コンクリート，ブロック造，鉄骨造，れんが造，石造等建物構造について記入すること。
- (3) 「⑩処分の内容」欄には，次の例のように，財産処分の内容を簡潔に記載すること。

例：○○施設を□□施設（定員○名）に転用。

○○施設の一部を転用し，○○施設（定員○名）と□□施設（定員○名）に変更。

○○施設の余裕部分（○○室）を□□事業を行う場所に転用。

学校法人○○に譲渡し，同一事業・定員で継続。

○○設備が故障し修理不能となったため廃棄し，代替設備を自己財源で購入。

3 経緯及び処分の理由

財産処分をするに至った経緯と理由を記載すること。

なお，地方公共団体が補助事業者等であって財産処分に伴い用途を変更する場合には，当該事業に係る社会資源の当該地域における充足状況を含め，地域における関係施策の推進に支障がない旨を確認し，その旨記載すること。

4 財産処分承認基準通知の第2の2の該当項目

承認を求める財産処分が該当する承認基準中の該当項目の番号を○で囲むこと。

5 添付書類

- (1) 当該補助対象財産の全部を譲渡又は貸付する場合には，図面や仕様書，写真等は添付しなくても構わない。

- (2) 間接補助事業については、間接補助事業者からの財産処分報告書の写しを添付すること。
- (3) 補助施設建設工事完了の検査済証、備品納品書、補助施設の事業廃止を証明する資料など、当該補助対象財産の経過期間の確認ができる資料の写しを必ず添付すること。
- (4) その他参考となる資料については、適宜当該財産処分の内容や理由を補足する資料を添付すること。

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について

〔平成10年3月31日
生涯学習局長裁定
平成20年7月25日改正〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として、次によるものとする。

- 1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとする。
- 2 有償譲渡及び有償貸付を除く財産処分（転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等）で、文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うとともに、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金を国庫に納付する旨の条件をいう。）を付さない。
ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。
- 3 なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第23条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。
- 4 有償譲渡又は有償貸付を行う場合は、原則どおり、文部科学大臣に申請書を提出し、承認を得るものとし、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。
- 5 この改定は、平成20年7月25日から適用する。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分承認申請書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の規定により、下記のとおり承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			() m ²	() 千円			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」・「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由について、記入すること。

- 3 都道府県教育委員会は、当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

文 部 科 学 大 臣 殿

都道府県知事又は市町村長名 印

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分報告書

公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分について、下記のとおり財産処分を行いますので、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等」（平成10年3月31日 生涯学習局長裁定）（以下、「裁定」という。）により報告します。

記

1 処分の内容

施 設 名	補助年度	構 造	補助面積	補助金額	処分内容	処分予定月日	備 考
			() m ²	() 千円			

2 経過及び処分の理由

3 添付資料

- (1) 額の確定通知書の写し
- (2) 処分する施設の平面図現況写真
- (3) その他参考資料

(記入要領)

1 処分の内容

- (1) 「構造区分」欄：施設台帳の構造区分（RC・S・W）を記入する。
- (2) 「補助面積」、「補助金額」欄：補助金を受けた施設の一部を処分する場合は、上段（ ）に補助の全体を下段に当該処分に係る部分を記入する。
- (3) 「処分内容」欄：財産処分の種類（転用、譲渡、交換、貸付け等）及び処分先などを記入する。

2 経過及び処分の理由

施設整備の経緯、処分の理由について記入すること。

3 都道府県教育委員会は、当該財産処分が適当と認められる理由等を簡潔に記した文書を添えて文部科学省に提出すること。

〈参 考〉

優良公民館表彰要綱

昭和46年8月26日 社会教育局長裁定
最近改正
平成21年6月30日

1 趣 旨

公民館のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の公民館活動の充実・振興に資する。

2 推薦の条件

推薦の対象となる公民館は、次の(1)～(3)の条件を満たす施設であり、(4)の①～⑪のうち複数の分野について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られるものとする。

(1) 設置者

社会教育法第21条第1項又は第2項に定める者が設置した公民館で、設置後2年以上経過しているものであること。

(2) 運 営

開館日数が原則として年間290日以上であり、公民館運営審議会等の活動が充実しているものであること。

(3) 職 員

社会教育や公民館運営に関する十分な知識を有し、原則として、常勤の職員（兼務の職員、指定管理者の職員を含む）を配置していること。

(4) 事 業

地域の実情に即して次の①～⑪のうち複数の分野について積極的に取り組み、その内容・方法等に工夫が見られ、かつ、事業の成果等について自己点検・自己評価を行っているもの。

- ① 家庭教育の向上に資する学級・講座を実施するなど、家庭教育学習支援の拠点としての活動を行っているもの。
- ② 環境保全、国際理解、高齢化社会、人権等の現代的課題の取り組みを行っているもの。
- ③ 伝統文化継承活動、世代間交流活動など地域連帯意識の形成に資する活動を行っているもの。
- ④ 学習情報の収集・提供、学習相談事業を行うほか、学習グループを育成するなど学習者等に対する支援を行っているもの。
- ⑤ 指導者研修・ボランティアの養成事業などを行っているもの。
- ⑥ ボランティア活動等社会奉仕体験活動、自然体験活動等の活動を行っているもの。
- ⑦ IT学習環境の整備やIT講習会の実施などを行っているもの。

- ⑧ 学校，社会教育施設，社会教育関係団体，NPO法人その他の民間団体，関係行政機関等との緊密な連絡・協力などにより，学校，家庭及び地域社会の連携を推進する取り組みなどを行っているもの。
- ⑨ 参加体験型事業の実施，大活字本や点字の資料の活用，託児サービスの充実などにより，青少年，高齢者，障害者，乳幼児の保護者等の事業への参加を促進するための取り組みを行っているもの。
- ⑩ 地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができる取り組みを行っているもの。
- ⑪ その他住民の学習需要や地域の特色を活かした多様な学習機会を提供しているもの。

3 推薦の方法

都道府県教育委員会は，推薦の条件に該当する域内市町村の公民館を市町村教育委員会の申し出により，2館以内を選考し，文部科学大臣あてに推薦する。なお，過去に優良公民館として表彰を受けたものを推薦する場合は，表彰後5か年を経過したものであること。また，推薦公民館の選考に当たっては委員会を設けるなど，適切な方法を講ずること。

4 選考

文部科学省に優良公民館審査委員会を設け，各都道府県から推薦された公民館について書類審査により選考する。

5 表彰の取消し

次に該当する場合は，表彰を取り消すことができる。

- (1) 表彰候補公民館に関する推薦書，調書等に不実の記載があると判明したとき
- (2) 被表彰公民館において，法令等の重大な違反行為，又は本表彰の趣旨を損なう行為があったとき

第65回優良公民館被表彰公民館一覧（平成24年度）

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
1	岩手県	いちのせきしりつまいかわこうみんかん 一関市立舞川公民館	<p>舞川公民館は、交流を深め互いに学び支え合い、生きがいと豊かなところをはぐくむ生涯学習の地区づくりを重点目標に掲げ、各種機関・団体と連携しながら公民館活動を展開している。特に青少年教育に力を入れており、伝統芸能の継承活動の支援や、学校や家庭では体験し難い自然活動等を提供し、青少年の健全育成に努めている。</p> <p>【青少年の健全育成事業】 青少年の健全育成事業の一環として一関地方伝承芸能継承交流会が実施されている。当地域では伝統芸能が盛んに行われており、小中学校でも鹿子躍りや鶏舞に取り組んでいる。伝統芸能を絶やさぬため、平成10年度より近隣各地域で活動している青少年等の伝承芸能を発表・交流する場として伝承芸能継承交流会を開催しており、毎年、小中学生が中心となって取り組んでいる学校、団体などが出演している。</p>
2	岩手県	かまいししりつとうにこうみんかん 釜石市立唐丹公民館	<p>唐丹公民館の所在する唐丹地区は、東日本大震災により地区内の4割強の家屋が被災する甚大な被害を被ったが、地区民の強い要望により公民館活動を再開。震災被災者に対する心身の健康に対するケアをするとともに、乳幼児対象の育児教室や相互理解を深める教室を開催するとともに、町内会や総合型スポーツクラブと連携した運動教室などを開催した。</p> <p>【ひまわり教室】 ひまわり教室は、未就学児及びその保護者が一同に会し、様々な体験活動や保健師の保健指導を通じて、親同士が悩みを語り合ったり、違う家庭の子どもの様子を見ることで育児の参考にしてもらう場を設け、子育てにやさしい地域環境づくりを目指すために実施されている。自由遊び、体操、健康教室及び年中行事などを親子で体験し、活動後は、親同士のフリートーク、悩み相談、必要に応じて保健師が指導している。</p>
3	宮城県	いしのまきしへびたこうみんかん 石巻市蛇田公民館	<p>開館以来、地域コミュニティ形成の中核・住民の心の拠り所としての役割を担ってきた。東日本大震災後の避難所対応では「蛇田公民館利用団体連絡協議会」が中心となり素早い対応を行った。</p> <p>避難所対応解除後、地域の連帯感の再構築が必要であることから、高齢者への学習機会の提供や生きがいづくりを中心に、参加者の年齢制限の枠を外し、軽運動・移動学習会等複数の講座を整理して「明笑大学」を実施している。</p> <p>【くらしの教室「明笑大学」】 地域住民の生活力向上と学習機会の拡大をめざした「明笑大学」は、バラエティーに富む学習会（合唱・防災訓練・地区の歴史探訪・健康講話）を中心とした交流活動、楽しい種目満載の「明笑大学大運動会」等を実施。暮らしの中に学習材料を見い出し、気軽に参加できる環境づくりを行っている。学ぶ楽しさを生かす活動の輪が地域に広がり、青少年教室や地区民行事にも波及している。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
4	宮城県	せんだいしかたひらしみんせんたー 仙台市片平市民センター	<p>片平市民センターは平成元年に開館。仙台市片平児童館を併設しており、交通が便利なことから全市的な市民の活動の場として利用されている。立地する地区は、市街地にありながら広瀬川がつくりだす独特な地形、仙台北城址や経ヶ峯などの豊かな自然や歴史的な資源に恵まれ、こうした資源を活かした事業を展開してきた。</p> <p>【「片平地区平成風土記」が結ぶもの】</p> <p>片平地区では、市民センターが中心となって地区の全町内会や多くの住民が関わり、地域の歴史や自然をまとめた「片平地区平成風土記」を完成させた。完成を契機に地域づくりの気運が高まり、風土記を活用してのまち歩き講座や健康づくりコース用のマップ作成など、地域の人材を活かした様々な地域づくり事業を実施してきた。</p> <p>こうした取組は、「自分たちのまち」への関心や参画意識の醸成につながり、東日本大震災時の避難所運営や支援においても力を発揮した。また、震災後はあらためて高齢化や多国籍の住民が多いという地域特性が顕在化し、それらを踏まえた防災等の課題に、市民センター事業の展開を通して地域住民とともに取り組んでいる。</p>
5	秋田県	にかほしこのうらこうみんかん にかほ市金浦公民館	<p>地域住民が学習成果や特技を生かして活躍できる場を意図的に設定したり、高校生を含めたボランティアの参画を促したりすることで、住民相互の交流機会の創出と地域人材の育成に取り組む公民館となっている。</p> <p>【にかほ探検隊事業・親子ふれあい体験教室】</p> <p>多世代との交流のなかで、郷土を愛する心を培うことを目的に、地域の自然や文化を題材にした探検隊事業を行った。また、親子ふれあい体験教室では、竹とんぼやお手玉などの遊び文化の継承を通して、親子の信頼関係を築く機会となった。両事業とも、楽しい雰囲気の中で、参加者が意欲的に取り組んでいる。</p>
6	福島県	にしあいづまちこうみんかん 西会津町公民館	<p>「西会津町生涯学習振興計画」を策定し、西会津町総合計画の具現化と人づくり、町づくり、地域づくりのための生涯学習を推進している。講座等の利用割合が高く、職員の研修にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>特色ある事業として、「放課後子ども教室推進事業」を5箇所、「学校支援地域本部事業」を町内小中学校6校と連携しながら実施し、地域の人材を活用しながら豊かな体験活動を展開している。</p> <p>【放課後子ども教室推進事業】</p> <p>西会津町放課後子どもプラン運営委員会において「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業」の連携を図りながら、各放課後子ども教室では、安全管理員など地域の方で組織する実行委員で企画運営している。実施にあたっては、学校の授業では経験できないさまざまな体験活動や参加した子どもたちの自主性を尊重しながら活動できる自由遊びなどを実施している。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
7	福島県	こおりやましりつこなんこうみんかん 郡山市立湖南公民館	<p>公民館を地域振興の中核として位置づけ、地域への愛着と伝統文化等を再発見する学習機会を設定し、地域住民同士の交流や地域住民と子どもの交流を積極的に行うなど、地域の活性化に大きな役割を果たしている。</p> <p>特色ある事業（活動）として、地域振興事業「ぐるっと湖南新発見事業」「ぐるっと湖南子ども版事業」「湖南林間学校」などがある。当地域の自然や伝統文化等の特性を生かしながら、地域づくり・人づくりを行っている。</p> <p>【ぐるっと湖南新発見事業】</p> <p>地域への愛着と伝統文化等を再発見する機会を提供するとともに、地域の自然や文化財等が伝承できるようになるための人材育成プログラムを展開することで、住民主体の地域活性化事業が実施できるようになる環境を醸成している。</p>
8	茨城県	おみたましおがわこうみんかん 小美玉市小川公民館	<p>地域住民の高齢化に伴い、高齢者が生きがいをもち、喜びに満ちた生活を過ごせるように、現代的な課題に対応した講義や高齢者が進んで参加できる講座を行う高齢者大学を実施し、地域の高齢化問題に取り組んでいる。</p> <p>高い知識や技能をもっている地域住民を発掘し、講師として講座を実施するための支援などを行い、地域の人材を生かした事業を積極的に展開している。</p> <p>【高齢者大学】</p> <p>高齢者大学は、1972年より40年続く地域に根付いた事業である。内容としては、現代的課題「薬の正しい服用」や「震災から立ち上がろうなど」に関する7回の講義と7つのクラブ（園芸、料理、書道、ドレメ（洋裁）、シルバー体操、合唱、グランドゴルフ）からなる講座（3～6回開催）を実施している。また、バスで行く館外移動学習会も実施している。</p>
9	群馬県	なかのじょうちょうりつちゅうおうこうみんかん 中之条町立中央公民館	<p>中之条町立中央公民館は、町民のニーズにあった様々な交流、学習の機会を提供している。継続性、発展性のある講座運営を通じて「知の循環」の具体化に努めている。</p> <p>開設講座数と参加人数が平成20年度から4年連続で前年度実績を上回っており、特に、平成22年に開校した「中之条大学」は、綿密なアンケートを基に、内容等の充実、発展を図っている。</p> <p>【子育てママの私みがき講座】</p> <p>子育て中の母親を対象に、子育てに関する知的な学びに限らず、多種多様な趣味・教養講座を体験することで、日頃の子育てから一時的に離れてリフレッシュを図り、精神的・身体的に充実した生活づくりや、共通の趣味を通じた参加者同士の「知・縁」（仲間）作りを支援するために、8講座を実施した。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公 民 館 名	公民館の概要と特色ある事業
10	群馬県	まえばししそくじやくみんかん 前橋市総社公民館	<p>総社地区は、古墳時代から明治期に至るまでの数多くの遺跡が残る歴史豊かな地区であり、総社公民館では歴史資源を生かした町づくりをはじめ様々な特色ある事業を展開している。</p> <p>地域の歴史を学ぶ講座の開設や、家庭教育学級や子育てサロン、子どもの創造性や自主性を育成する「夏休みサマーチャレンジ」等を実施している。</p> <p>【地区の歴史資源を活かしたまちづくりに貢献する生涯学習奨励員研修事業】</p> <p>地区の生涯学習事業のリーダーである生涯学習奨励員と自治会長を対象に、両者が地区のリーダーとして交流し、共通理解を深める機会とするとともに、地区の豊富な歴史資源の活用法を学ぶため、研修会を実施した。研修会終了後には受講生が学習成果を地域に還元・活用し、地区のリーダーとして貢献している。</p>
11	埼玉県	はんのうしなぐりこうみんかん 飯能市名栗公民館	<p>平成17年に飯能市と合併した旧名栗村における主要公民館であり、「市役所の仕事知っと講座」等、地域に根ざした事業を展開し、地域住民と密接な関係を構築している。また、山間部に位置した地理を活かし、地元特産の「西川材」を使った親子向け体験事業や地域の幼稚園、小・中学校と合同の家庭教育学級を実施したりするなど、地域の活性化やコミュニティづくりに寄与する事業を実施している。</p> <p>【市役所の仕事知っと講座】</p> <p>飯能市は、地域住民に政策等をお知らせする「出前講座」のプログラムを多数用意しているが、より一層の利用促進を図るためには、公民館事業として積極的に活用することが効果的と考えた。幅広い分野（文化財、確定申告、エコ・バッグ作り、介護保険）の講座を開催することで、市役所の仕事を市民の方々に広く知っていただくとともに、市民の意識啓発や市職員と地域住民とのコミュニケーションを図る機会となっている。</p>
12	埼玉県	わらびしりつにしこうみんかん 蕨市立西公民館	<p>地域の活動拠点として昭和34年に開館。昭和45年には高齢化社会の到来を見据えいち早く高齢者学級を、平成5年には本県初の「日本語ボランティア養成講座」を開講するなど先駆的な事業に取り組んでいる。</p> <p>【青少年の健全育成活動】</p> <p>公民館とPTA・子ども会育成会・コミュニティ委員の24名で構成される「蕨市錦町地区青少年健全育成推進委員会」では、青少年の社会参加の促進、非行防止、青少年を取り巻く社会環境の浄化、青少年団体の育成等を柱に、多彩な事業を展開している。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
13	千葉県	なりたしちゅうおうこうみんかん 成田市中央公民館	<p>地域住民の様々なニーズに応えるため、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした講座・教室を実施し、生涯学習の振興を図っている。主催事業後に参加者が自主的に学習活動が行えるように、サークル化を奨励し、学習活動の成果が地域や家庭に生かされるように、運営や仲間づくりを支援している。</p> <p>【こども体験学習セミナー（高学年の部）・（低学年の部、親子で参加）】</p> <p>子どもたちが充実した休日を過ごせるように、地域の特色を生かした伝統文化体験・自然体験等の講座を実施している。講師には、公民館に登録されているサークルや地元高校の先生など、地域で活動している方をお願いしている。ものづくりや体験を通して、子どもたちは自信を持ち、興味関心を広げると共に、学校外の友達とも交流して親睦を深めている。</p>
14	千葉県	むつざわちょうりつちゅうおうこうみんかん 睦沢町立中央公民館	<p>町民の生涯学習の拠点として、多様な学習の機会を提供している。特に、地域の歴史や伝統を継承するために開催する、地域の特色を生かした講座は、世代間交流を図り、地域の良さを実感する機会となっている。また、小学校高学年対象の「睦沢体験塾」や高齢者対象の「睦和大学」では、年代のニーズに沿った体験活動を行うなど、継続的に参加できるような工夫が見られる。</p> <p>【観月の夕べコンサート】</p> <p>睦沢町妙楽寺の国の指定重要文化財「木造大日如来坐像」をはじめとする文化財の活用をはかり、ライトアップして特別公開している。また、公開にあわせて、学芸員が文化財の解説をし、観月の趣向で胡弓や弦楽器のコンサートを行っている。年ごとに町民や周辺地域の参加者が増え、文化財が周知され、文化財保護思想の涵養と地域振興に貢献している。</p>
15	神奈川県	はだのしりつほりかわこうみんかん 秦野市立堀川公民館	<p>地域住民の生涯学習の場、地域活動の場として、現代的課題の学習や市民の学習成果発揮の機会づくりを積極的に支援している。各種団体、学校等と連携し、公民館を核とした地域づくりのネットワーク化に努めている。</p> <p>【地域資源に関する学習の企画・運営】</p> <p>秦野全域の芸術イベントと連携し、毎年1ヶ月にわたる「アートフェスティバル」を開催し、市民の意欲、技術の向上を図っている。地域資源に関する学習として、「はだの里山めぐりハイキング」「竹細工教室」等を実施。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
16	神奈川県	かわさきしたましみんかん 川崎市多摩市民館	<p>多摩市民館は前身の稲田公民館開館から通算で60年目を迎え、川崎市で「市民館」の名称を使用した第1号であり、公民館と文化会館の二つの性格を併せ持つ都市型の施設として市民自治を育てる中心的社会教育施設である。市民との協働による地域や社会の課題の解決を目指した事業を実施しているほか、他の行政機関や大学、市民団体等との連携を行い市民への生涯学習支援や市民活動を積極的に推進していることが特徴となっている。</p> <p>【市民・行政協働・ネットワーク学習事業】 市民・行政協働・ネットワーク学習事業として「たまたま子育てまつり」「多摩ふれあいまつり」「たま学びのフェア」「行政区地域教育会議」を実施し、子育て支援・障がい者への理解・学びの機会の支援・地域の教育力の向上を目指した事業などを通して地域人材の育成・世代間交流を主軸とした様々な特色ある事業を市民とともに創りあげている。</p>
17	新潟県	ながおかしちゅうおうこうみんかん 長岡市中央公民館	<p>第三次長岡市生涯学習推進計画の具体的目標「いつでも、どこでも、だれでも学べるまち」の実現に向け、高齢者だけでなく、幅広い世代の生涯学習を推進する人材を育成すべく、指導者養成研修や地域活動ボランティアの養成事業に取り組んでいる。</p> <p>【長岡市生涯学習推進大学】 「長岡市生涯学習推進大学」では、受講修了者が市内各地の生涯学習推進員に委嘱され、これまでの学習成果や知識・経験・技能を活かして、各コミュニティセンターや地区公民館における生涯学習事業に参画しており、循環型生涯学習社会の構築に貢献している。</p>
18	富山県	おやべしりつわかばやしこうみんかん 小矢部市立若林公民館	<p>公民館が核となって地域住民や各諸団体と緊密に連携し、子どもたちに対して、通学合宿などを中心とする事業を継続的に実施し、地域の教育力の向上と充実を目指す活動に積極的に取り組んでいる。</p> <p>【児童通学合宿in若林】 自立に目覚める頃だとされる小学校4年生を対象に、親元を離れて共同生活をする事業を平成18年度から行っている。子どもたちのもつ生きる力を育て、故郷に愛着や誇りがもてるように地域ぐるみで取り組んでいる。</p>
19	富山県	とやましりつごふくこうみんかん 富山市立五福公民館	<p>地域づくり振興のため、公民館を中心に、地域各種団体・住民が協力し、地域と連携した活動を進めている。また、1階に児童館を併設し、多くの校下住民の交流の場となっている。</p> <p>【五福ふるさとづくり】 「五福校下歴史マップ」を作成し、地域全住民を対象に町の史跡巡りを実施するなど、地域の地理・歴史を学ぶとともに住民同士の交流を深める機会を提供し、地域の連帯感の醸成及び地域の教育力の向上に取り組んでいる。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
20	石川県	かなざわしおおのまちこうみんかん 金沢市大野町公民館	<p>金沢港近くに立地しており、「ふる里再発見」をテーマに港町特有の自然や歴史、産業等を題材とした事業に各種団体と連携して取り組み、地域の活性化を推進している。</p> <p>【大野B級&C (Sea) 級グルメを作ろう!】</p> <p>町の伝統的食文化を見直し、特産品を使って現代に通ずる新たなB級グルメを創作することで、住民の公民館活動への積極的な参加と地域の活性化を図っている。</p>
21	石川県	わじましりつにしほこうみんかん 輪島市立西保公民館	<p>少子高齢化・過疎化が進行する中、自然や文化等の特色を生かして、地域ぐるみで子どもを育む事業などに取り組み、コミュニティの絆を強めている。</p> <p>【第10回西保み～な集まらんかい】</p> <p>地区内の住民（子どもから高齢者まで）が一堂に会し、世代間・地区間の交流を図る貴重な機会である。子どもキリコ太鼓発表など日頃の活動を披露する場となっている。</p>
22	福井県	ふくいしもりたこうみんかん 福井市森田公民館	<p>地元仁愛短期大学と提携を結んだ JR 森田駅活性化事業や発掘調査から地域歴史遺産に着目し、地域の偉人「脇屋義助」の公民館での学習や講座の開催など、地域活性化に貢献している。また、県内外から集まる釣り人と森田の住民とのサクラマスサミットを開催するなど、公民館が起点となり、地域の各種団体と積極的に連携し、活発にまちづくり活動を展開している。</p> <p>【文化と活力のあるまちづくり】</p> <p>JR森田駅の無人化を防ぐため、公共交通機関の利用促進をテーマに「森田夢駅～夏物語・冬物語」のイベントを行い、仁愛女子短期大学の学生も20～30人参加して演奏会や子供向けコーナーをつくっている。冬物語には駅舎や駅前街路樹に、手作りのイルミネーションを点灯して親しみの持てる駅を目指している。駅舎内にギャラリーもつくり、仁愛短大と地域が1カ月交代で作品展示を行っている。</p>
23	福井県	えちぜんしかみやまこうみんかん 越前市神山公民館	<p>伝統文化の継承や高齢者の生きがい発見、次世代育成を見据えた地域人材発掘に力をいれており、生涯学習活動の中心となる「かみやま楽集塾」を地域の声を聞きながら企画運営している。また、毎年市内外からの参加者があり、地区の一大イベントでもある、「歴史と遊ぼう馬借街道in神山」でも、公民館の学級で歴史を学んだスタッフが案内役を務めるなど、公民館の学習が地域活動に繋がっている。</p> <p>【かみやま楽集塾】</p> <p>地域が抱える課題や日常の生活課題などの把握に努め、課題解決に結びつくための学級を開催。その学びを地域の発展に結び付けるため、地域住民が要求するテーマに対応する事業だけでなく、地域や個人が抱える問題点などを課題毎に整理し、問題意識を高め、解決の糸口を探っている。また、住民が守り伝えていかねばならないと考えている伝統的地域課題についても、時代の風潮に流されることなく、永きに亘り地道な活動を続けている。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
24	長野県	うえだしせいぶこうみんかん 上田市西部公民館	<p>「里山づくり支援事業」は、公民館が地域の自然資源と自治会や地域の諸団体等の人的資源を繋ぐ機能を果たすことによって、地域住民自らが地域づくりに寄与できる体制が構築されていてよい。</p> <p>また、公民館ホームページを一新したことにより、住民のニーズにあった情報提供ができ、来館者の増加につながっている。地域に根ざした情報発信の取組が評価される。</p> <p>【里山づくり支援事業】 里山づくり団体との共催等により各種事業を行っている。「縦走路整備ボランティア事業」や「縦走路トレッキング」をそれぞれ年2回開催している。山に関心を持ち、気軽に山に入ってもらうための案内地図「いにしへの山みちマップ」を作成した。また、里山の自然環境、保全や整備を学び考える「里山講座」、小学生を対象にした自然体験教室「里山で自然遊びをしよう」を開催し、子どもから大人まで、里山に関することを学び実践できる事業を展開している。</p>
25	岐阜県	かにしきくらがおかこうみんかん 可児市桜ヶ丘公民館	<p>全国各地からの移住者が中心である地域の特徴をもとに、ふるさと意識をはぐくむ地域行事と地域の歴史資源学習の充実、ふれあいの場・交流の場と情報提供、住民参加の運営を重点として生涯学習と地域コミュニティとの融合を図った事業展開となっている。</p> <p>【桜ヶ丘大学】 超高齢社会という地域の実態や学習者のニーズを反映した連続講座として実施している。昨年度に20周年を迎え、受講生が自主的なグループ・サークル活動へと移行し、住民主体の学習活動が展開されるようになってきている。また、学習の成果を地域に還元するという姿勢を明確に打ち出した取り組みとなっている。</p>
26	岐阜県	えなしかみやはぎこみゆにていせんたー 恵那市上矢作コミュニティセンター	<p>地域ぐるみの生涯学習を目指し、地域・学校・コミュニティセンターが連携を取りながら取り組んでいる。読書推進・公民館図書室機能の整備等により、各学校との連携を重視することで家庭教育の充実を図るとともに、生涯にわたって学び続け、相互に育ちあうことを目指した各種講座を開設している。</p> <p>【ブックサポーターかみやはぎの活動】 乳幼児から大人までを参加対象とした「ブックサポーターかみやはぎ」の取組は、本を通して地域をつなぐという上矢作地区の独自の「生涯学習によるまちづくり」を実現したものであり、人口2300人ほどの地域にある上矢作コミュニティセンターにおいて、ブックサポーターとして18名に上るボランティアを組織化して進められている。</p>
27	静岡県	ふじのみやしりつふじねみなみこうみんかん 富士宮市立富士根南公民館	<p>富士根南公民館は、地区社会福祉協議会、女性連絡協議会、地域学習推進会、小中学校、老人会等、地域の様々な団体が活動の拠点として公民館を利用している。</p> <p>特に、伝統文化継承事業に積極的に取り組み、地域の大人が子どもの学習を支援する活動が展開され、異世代間交流が活発である。</p> <p>【子ども茶道教室】 子ども塾と称して、日本の伝統文化として守り伝えられ</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
			てきた作法やルールを学び、次世代に継承する「子ども茶道教室」を毎年実施している。作法を学ぶと共に、家庭での生活習慣が規則正しいものになることも狙いとしている。 公民館まつりで成果を披露することで学習意欲が向上し、広く伝統文化を体験・習得する機会となっている。
28	静岡県	ふくろいしりつあさばきたこうみんかん 袋井市立浅羽北公民館	浅羽北公民館は、都市化の進行と共に世帯数が増え、住民の考え方も多様化している中で、公民館活動を地域の中心に据えることにより、「みんなが集い、学び合い、支えあう」まちづくりの実現を目指している。 各種団体との連携による講座・諸行事への積極的な参加を働き掛けることで、コミュニティに対する関心の高まり、住民同士の交流の深まりが見られ、明るい地域づくりにつながっている。 【みんなが集い、支えあうまちづくり】 公民館まつり、チャレンジランキング大会、昔の遊びと豆まき大会で、高齢者と幼稚園児が共に活動する場を設定したり、公民館サークルの方々が企画運営をしたりしている。 多くの住民の参加・交流が図られるように工夫して事業を推進し、貴重な異世代間交流の場となっている。
29	愛知県	あんじょうしせいぶこうみんかん 安城市西部公民館	家庭教育推進事業に精力的に取り組み、子どもたちの心身の健全な育成、家庭や地域の関係づくりに寄与している。「西部地域まつり」の開催等を通して、自主グループの学習活動を様々な方法で支援している。アンケート等の自己点検・評価を的確に行い、地域での浸透状況をチェックし、活動の改善を図っている。 【安城西部家庭教育推進事業】 西部地域5町内会は、個々には充実した公民館活動を展開している。西部公民館としては更に交流を図るためスポーツを中心とした行事を実施している。具体的には、6月に「三世代グラウンドゴルフ大会」9月に「ふれあい運動大会」等を行っている。
30	愛知県	いちのみやしやまここうみんかん 一宮市大和公民館	地域における家庭教育支援の拠点として、家庭教育力の向上と家庭の「絆」づくりを図っている。学習グループや学習者同士のネットワーク化を行い、自主的な学習活動への支援を行っている。アンケート調査等によって、住民のニーズの把握に努め、意見交換会等を通して、自己点検・評価を行っている。 【親子ふれあい教室】 次代を担う青少年に、多くの学習体験を通して豊かな人間性を培い、新しい仲間を見つけることを目的として、「親子体験シリーズ事業」を地域の人材を講師、ボランティアなどに活用し実施している。「子ども夏祭り/鮎つかみどり・塩焼き体験+お化け屋敷」、「木工教室」、「親子かんたん料理教室」、「みんなでニュースポーツ教室/カローリング・ビーチボール・ドッジビー」などを開催しており、毎年定員を大きく超える申込みがある。公民館役員だけでは事業が実施できないほどの盛況な事業もあり、子ども会役員、PTA役員、地域の大人・子どもボランティアなどの地域の団体と連携して事業を実施している。

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
31	滋賀県	りゅうおうちょうこうみんかん 竜王町公民館	<p>年末年始を除き、「年中無休」の公民館として多くの町民が利用。子ども若者支援を通して退職シニア等高齢者を巻き込みながら世代間交流を促すことで、地域の教育力向上を図り、更には、町・人づくりへと繋ぐことを目的に各種事業を意図的・計画的に展開。</p> <p>【学校支援地域本部（通称：学校応援団）】 町内5校園を対象とした学校応援団の拠点として、地域のボランティアを学校園へコーディネート。延べ973人の参加があり、現在も登録者は増加中。この取組を広報やHP等で発信することで地域から学校への関心の高まりと相まって、学校支援の機運は町内全域に広がりつつある。今後は、学校に留まらず地域の子育て支援、また、活性化へと取組を発展させる予定である。</p>
32	京都府	あやべししがさこうみんかん 綾部市志賀郷公民館	<p>「山に良材、里に人材」を地域の共通理念として、館長が運営委員長を務める放課後子ども教室「志賀っ子ひろば」、分館を単位とした人権研修、「かかしまつり」など、地域住民の絆づくりや世代間交流を図るための催しを実施し、地域の活性化とともに、学校、家庭及び地域社会の連携を推進する取組を積極的に進めている。また、地域のボランティア団体など様々な団体と連携を図り、地域づくりの拠点施設としての役割を果たしている。</p> <p>【放課後子ども教室「志賀っ子ひろば」】 小学生と地域の大人の交流の場として毎週水曜日1～6年生の全員が参加し、学習、スポーツ、文化活動、伝統文化などの活動に館長を中心にした公民館の役員等が地域ボランティアとして参画するとともに、定期的に「志賀っ子ひろば通信」を発行し地域全体に情報発信をしている。</p>
33	京都府	なんたんしやぎこうみんかん 南丹市八木公民館	<p>小学生を対象にした公民館講座として「水辺の観察」を行う自然体験活動や遠隔地の小学生に読み聞かせを行う巡回講座等を実施するとともに、高齢者講座や人権研修会等、生涯学習事業も積極的に行っている。特に高齢者講座「南丹大学」は、年間を通して多くの受講者が参加し、高齢者相互の連携を強めるとともに、地域の小学生との交流も活発に実施している。</p> <p>【八木公民館講座「水辺の観察」】 国の天然記念物「アユモドキ」の主要な生息地に立地する公民館として、その保護・啓発をきっかけとして小学生を対象に年3回連続講座として実施している。魚を実際に捕獲し、分類やデータの分析など専門家の指導も得ながら取り組む本講座は、自然環境保全の大切さを学ぶとともに、ふるさとへの関心を高め、ふるさとを誇りに思う重要な事業として位置付けられている。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
34	大阪府	かしわらしりつこうみんかんほんかん 柏原市立公民館本館	<p>長きにわたり、幅広い分野や内容の講座を開講している。受講者と意見交換しながらの運営、テーマの精選や受講期間の変更、広報の工夫等により、参加しやすい環境を作り地域の生涯学習の拠点となっている。</p> <p>【生涯学習講座開催事業】 幅広い分野と内容の講座の設定により地域住民の生涯学習のきっかけづくりをするとともに、大学との連携講座や講座修了後の自主的学習の環境作りを進めるなど、継続的な学習の機会を提供することで社会教育施設としての役割を果たしている。</p>
35	大阪府	きしわだしりつこうみんかん 岸和田市立公民館 ちゅうおうちくこうみんかん 中央地区公民館	<p>地域住民の主体的な学習を大切にしている。自主学習グループを支援する委託金制度や、家庭教育学級やクラブ活動等の自主的運営の観点などを通して地域の生涯学習の環境づくりを進めている。</p> <p>【家庭教育学級講座等運営事業】 地域住民が家庭教育学級に関心を持ち、参加しやすくなるよう工夫を重ねている。同時に、学級生の自主的・主体的運営・学習を支援することで、多くの修了生が障がいや環境などさらなる自主的活動を続けており、地域の教育力向上に寄与している。</p>
36	兵庫県	はりまちょうちゅうおうこうみんかん 播磨町中央公民館	<p>昭和42年に地域住民の学びの拠点施設として開設。平成18年4月からは「住民ニーズに即応できる公民館」をモットーに、NPO法人が運営している。兵庫県の瀬戸内に面した面積約9km²、人口約3万5千人の町で年間12万人を超過する利用者があり、利用率が60%から80%を超過する研修室も多い。</p> <p>【サークル育成事業】 「サークル連絡協議会」を立ち上げ、社会教育施設の利用調整を行ったり、取り組みや活動を発表する場となる「公民館まつり」の企画・運営にあたりたりする等、住民が主体となったサークル運営や交流を支援している。</p>
37	奈良県	ならしりつなんぶこうみんかん 奈良市立南部公民館	<p>奈良市内でも最も歴史ある地区公民館で、公民館のある中学校区は大変広く、それぞれ異なった地域性のある5つの小学校がある。このような地域の中で、学校や各種団体・地域と連携しながら、誰でもいつでも、自由に気軽に、さまざまな学習活動ができる身近な公民館をめざしている。</p> <p>【なんなん？おもしろ体験隊】 公民館のある中学校区の中1ギャップの課題解決のため、「中学校進学の前からの小学校区を越えた仲間づくり」を目的とした「なんなん？おもしろ体験隊」を、地元のNPO団体と協働し、10年前より実施している。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公 民 館 名	公民館の概要と特色ある事業
38	奈良県	やまとこおりやましはるみちちくこうみんかん 大和郡山市治道地区公民館	<p>治道地区公民館は、平成3年に開館、辺りはのどかな田園風景が広がっている。17の登録クラブをはじめ、敬老会など地域の行事でも活発に利用されている。また、小学校、認定こども園と隣接しており、連携を密にした取組をおこなっている。</p> <p>【「治道元気プログラム」～小学校と公民館クラブとの交流事業】</p> <p>公民館のクラブ活動と小学校が連携した「治道元気プログラム」は、陶芸、茶道など様々な体験的な学習を通して児童の社会性を育て、学校と地域が元気につながっている。公民館まつりではクラブと小学生による発表をおこなっている。</p>
39	和歌山県	たなべしはやこうみんかん 田辺市芳養公民館	<p>田辺市芳養公民館は、平成11年に「教育コミュニケーションネットワーク会」を設置し、同20年には「芳養共育コミュニティ本部」へと名前を改めるとともに、芳養小学校と同公民館が学社融合研究モデル地域となり、地域と連携する中で学社融合事業の積極的な展開を図ってきた。公民館が核となり、地域の多くの方が子どもとふれあう取組を展開することにより、子どもの健全育成、高齢者の生きがいや地域の絆づくりに取り組んでいる。</p> <p>【芳養ふれあい教室】</p> <p>平成19年から芳養小学校の空教室を利用した「芳養ふれあい教室」を開設し、地域の方が無償で講師や協力者となり、茶道や生け花、書道など様々な教室を開催するなど、学社融合活動に力を入れている。また、ふれあい教室開設と同時につくられた芳養人材バンクは、芳養小学校の授業や芳養公民館の事業にも講師や協力者を斡旋するなど、ふれあい教室は他の事業とも連携しながら、同公民館の中核事業として実施されている。</p>
40	鳥取県	くらよししめいりんこうみんかん 倉吉市明倫公民館	<p>少子高齢化が進む中、異世代間のつながりをより深いものにするために、公民館の年間テーマ「明日はもっと↑↑おもしろい」をもとに、音による地域づくりを地域の核である公民館を中心として、異世代や団体等と連携をとり、一体感や連帯感を感じることのできる様々な事業を展開し、笑顔のある元気な人づくり、地域づくりを目指している。</p> <p>【めいりん ワッ!ワッ!輪! ……1枚の譜面から……】</p> <p>地区の小学校で踊り継がれていた「明倫音頭」「新明倫音頭」が20年以上踊られていなかったが、小学校100周年の準備の際に、古い譜面が見つかった。この譜面をもとに、子どもから高齢者までの異世代、学校、家庭、地域が一体となって「明倫音頭」を復活させた。音源の再生を地区のお父さんバンド、演奏を小中学生、よさこいバージョンの振り付けを高校生、はっぴの作成を高齢者というようにたくさん世代、人たちの関わりの中で事業を進め、世代間交流と共に地域の活性化につなげることができた。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
41	鳥取県	とっとりしりつさいごうちくこうみんかん 鳥取市立西郷地区公民館	<p>西郷地区は、11集落約400世帯で、湯谷温泉や三滝溪等の自然及び歴史文化遺産に恵まれ、三つの窯元や俳人田中寒桜の生誕地として知られる農山村地域である。地域に「むらづくり協議会」が設立され、住民アンケートを行って魅力ある住みよい地域をめざすなど、住民主体の地域づくりを進めている。</p> <p>【いなば西郷むらづくり推進事業】 地区公民館を拠点とした協働の地域づくりを行っている。なかでも「西郷まるごと博物館ぎやらりーあっちこっち」では、約80人のスタッフが協力して、地域の特色を活かした棚田の散策や山菜料理づくり、住民の作品展などを行っており、住民が地域の暮らしや自然、文化の価値を再認識し、協力してよりよい地域を作ろうとする意欲と気運が高まりつつあり、地域づくりに向けた新たな提案も出されるようになった。</p>
42	島根県	おおなんちょうくちばこうみんかん 邑南町口羽公民館	<p>過疎化により人口が激減した地域であるが、平成16年の町村合併を機に、自然や歴史を活かした公民館活動を展開し始めている。</p> <p>【ふるさとを知り、人をつなげる公民館（ふるさと学び合い講座&ふるさと探検隊）】 特色ある取組に、公民館が地域の他団体と連携し、大人も子どもも学び合う「ふるさと学び合い講座」や、地域の歴史や文化・自然をテーマに子どもたちが体験学習する「ふるさと探検隊」の企画・実施などがある。</p>
43	島根県	まつえしじょうとうこうみんかん 松江市城東公民館	<p>城下町時代の気質が残る地域住民と、新しく転入した住民との共生（人と人とのつながりを広め、深めること）が地域課題となっている。</p> <p>【ふるさとの文化を生み出す地域づくり事業】 そこで、公民館主催の歴史講座、人権問題学習、学校と連携した子どもを育てる事業等を通じて、住民同士がつながる機会を設け、新たな地域社会・地域文化の創造を目指した取組を行っている。</p>
44	岡山県	きびちゅうおうちょうよしかわこうみんかん 吉備中央町吉川公民館	<p>学校、地域、公民館が連携し地域に根ざした公民館運営を目指し、定期講座、老人大学、文化伝承活動等多様な事業を実施している。</p> <p>【伝統文化継承事業】 地域にある神社等の文化財を中心に活発に伝承活動が行われている。特に 国の重要文化財である吉川八幡宮をはじめ、岡山県の三大奇祭の一つである当番祭りなど多くの文化財がある。そこで公民館では、吉川地域文化伝承教室を開催し、地域の子どもたちが当番祭りを後世に繋げていけるよう取り組んでいる。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
45	広島県	ひろしましたけやこうみんかん 広島市竹屋公民館	<p>本公民館は、昭和59年5月に開館し、28年が経過する。広島市の中心部に位置し、世界遺産である原爆ドームや数々の慰霊碑が所在する地域である。また、公民館のエリア内には4つの小学校区があり、東西に長いエリアである。同区内の他の公民館やNPO法人との共催事業も活発に行っている。</p> <p>【地域特性を活かしたガイドボランティアの育成と活動の支援】</p> <p>本公民館のエリアには、毎年、8月6日を前後して、国内外からの来広者を多く受け入れている。被爆体験のない世代が、被爆の実相、復興の歴史を語れる人材となることが求められており、そのために必要な学習機会の提供と学習成果を活かした活動の支援が必要となっている。本公民館では、原爆慰霊碑ガイドや平和大通り樹木ガイドのボランティア養成活動を行い、公民館が窓口になり、小学校等への出前講座を行うなど、平和貢献活動としても継続的に取り組んでいる。</p>
46	広島県	くまのちょうこうみんかん 熊野町公民館	<p>本公民館は、熊野町の中心地域に位置する公民館で、昭和60年4月に開館して以来、町内全域から利用者があり、生涯学習の拠点として町民の生活・文化の向上に大きな役割を果たしている。また、本町が筆作り180年余の歴史を有し、全国の80%の生産量を誇る全国一の筆の産地であることを活用した事業も行っている。</p> <p>【筆の都くまの町民文化祭】</p> <p>本事業は、本年度で45回を数え、公民館で活動する町内の教室生・講座生やグループ生をはじめ、公募に応じた一般の方の学習や技能の成果の発表の場として、公民館が中心となって実施している。また、本事業は、地域の人々の貴重な発表の場であるほか、高齢化問題や環境問題に資するイベントも開催し、地域の活性化に役立つ取組としても実施している。</p>
47	山口県	ながとしゆやちゅうおうこうみんかん 長門市油谷中央公民館	<p>生涯学習グループの育成と組織化、さらには住民と子どもたちをつなぎ、生きがいを感じるボランティア活動へと誘う「地域総がかりで子どもを育てる取組」を通して、地域の絆・連帯意識を高める仕組みづくりを行っている。</p> <p>【「おしかけふれあい塾」から「油谷地域協育ネット」へ】</p> <p>地域と学校をつなぐ「油谷地域教育ネット」の拠点として、生涯学習グループが学校へ出向き、授業支援や活動紹介等を行いながら積極的に子どもたちと触れ合う「おしかけふれあい塾」を開設している。</p>
48	山口県	しもせきしりつひこしまこうみんかん 下関市立彦島公民館	<p>学校、自治会、行政機関、民間団体等、各種団体や組織が集う多種多様な文化交流拠点として、住民総参加のもと、代々受け継がれてきた地域の伝統を守り地域住民が一体となることを目指した様々な活動を行っている。</p> <p>【彦島地区文化祭】</p> <p>彦島地区文化祭は、1万人以上が参加する大規模な事業で、生涯を通じて学んでいくことの喜びと生きがいを確かめる晴れ舞台であり、平家踊りなどの伝統文化継承活動、世代間交流を促進する機会ともなっている。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
49	徳島県	あなんしりつたちばなこうみんかん 阿南市立橋公民館	<p>橋公民館は、一般教養講座や公民館まつり、人権教育研究大会などの開催により、生涯学習の推進に取り組むとともに、公民館が主体となって自主防災組織の設立に努めてきた。</p> <p>【自主防災活動を通じて安全安心の町づくり】</p> <p>避難路の確認や救急救命法の講習、防災座談会等を通して、共助精神の高揚とともに町内の活性化を図り、自主防災組織の強化と充実を図っている。また、夜間避難訓練を行ったり、幼・保・小の教育機関と連携し、児童の安全確保等に地域住民の協力による取組を行っている。</p>
50	香川県	さぬきしさんがわこうみんかん さぬき市寒川公民館	<p>さぬき市寒川公民館は、平成16年度の台風災害を契機に、地域のボランティア組織を立ち上げ、ボランティア養成講座を開講したり、実際にボランティア活動を積極的に行ってきた。</p> <p>【さぬき市学校支援ボランティア推進事業】</p> <p>平成20年度から始まった文部科学省委託の学校支援ボランティア推進事業を受け、公民館を拠点に学校・家庭・地域が三位一体となり、子どもたちを育てるための学校支援活動に取り組むなど地域の教育力向上に大きく貢献している。</p>
51	愛媛県	ひづちひがしちくこうみんかん 日土東地区公民館	<p>日土東地区は、中山間地に位置し、八幡浜市内でも少子高齢化の進展が著しい。そのため、地区球技大会や公民館祭り等、地域のつながりやよさを大切に考えた地区住民が一体となれる事業を数多く実施している。</p> <p>【地域に根ざした高齢者いきいき事業】</p> <p>少子高齢化への対応として、「健康講座」「男のための料理教室」等を実施するなど、高齢者のニーズを把握し、孤立させない工夫をしている。また、体験活動や伝承活動等により高齢者と子どもとの交流も積極的に図っている。</p>
52	福岡県	あさくらしやすかわこうみんかん 朝倉市安川公民館	<p>安川地域にとって最大の課題である少子高齢化について、地域住民が一体となって「子育て、高齢者支援事業」に取り組み、地域全体で子育てを応援する体制や異なる世代との交流が活性化され、若者や高齢者の住みよい環境づくりにつながった。また、学校との連携も活発で、様々な体験活動をサポートしたり、地域で子どもたちをしっかりと見守ったりするための具体的な取り組みを行っている。</p> <p>【子育て・高齢者支援事業】</p> <p>高齢者、子どもたち、その親世代など、多世代にわたり、地域のよさや地域の人とふれあう機会を設定している。子育て支援事業としては、特に、小学校の入学時に入学祝金の支給、出産には出産祝金の支給を行っている。また、高齢者支援事業としては、一人暮らしの方へ手作りの弁当を配食、誕生ケーキや正月餅の配布をはじめ、地域の中学生との交流等を行うなど、ユニークな活動を展開している。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
53	佐賀県	いまりしにりこうみんかん 伊万里市二里公民館	<p>地域住民による自主学習の推進とともに、行政に頼らない地域の特色を活かした住民による自主事業の立ち上げを支援している。</p> <p>【健全育成「ふたさと生活体験通学塾」事業】 ボランティアグループや区長会、婦人会、老人クラブ、小中高校などと連携し、自然環境の保全学習や仕事・文化等が伝承されるきっかけづくりを兼ねた生活体験通学合宿を実施している。そのなかで中・高校生はスタッフの補助として、小学生の宿題、集団遊びや食事作り、もらい湯の指導等を行っている。</p>
54	佐賀県	さがしりつくぼたこうみんかん 佐賀市立久保田公民館	<p>学校教育と社会教育の連携が様々な機会を通して行われ、学びの風土づくりが行われている。</p> <p>公民館職員と学校職員との連携によって学校での人権教育の取り組み紹介を公民館講座に盛り込み、学校と地域が一体となった人権教育に力を入れている。</p> <p>【人権教育及び人権啓発事業】 出前講座「明るい町づくり映画の集い」は、昭和51年から始まり、現在も続いている。公民分館(31地区)に出向き、全地区を5年で1巡回している。地区巡回には、公民館職員と学校職員が同席し、社会同和教育指導員の講話や映画視聴のほか、学校での人権教育の取り組みを紹介している。社学連携(社会教育と学校教育)により、地域一体となつての人権尊重のまちづくり推進を図っている。また、「共に生きる」人権学習講座や人権ふれあいコンサートなども開催している。</p>
55	大分県	おおいたしおおいせいぶこうみんかん 大分市大分西部公民館	<p>幼児期から高齢期までの各期に応じた講座・学級を実施し、地域住民に魅力ある学習の場を提供するとともに、住民自らの手によるまちづくりを目指した事業を構築し、市民協働による地域づくりを推進している。</p> <p>【体験・楽習・すこやか講座『わくわくワンダーランド』】 地域の各団体との協働により企画運営する「体験・楽習・すこやか講座『わくわくワンダーランド』」により、地域住民と子どもたちとの交流の場をつくりながら、地域の教育力の向上に向けて取り組んでいる。</p>
56	鹿児島県	かごしましきいれこうみんかん 鹿児島市喜入公民館	<p>「きがるにつどい いきいきと学べる れきしとまちづくりの館」をキャッチフレーズに、地域の生涯学習の拠点として、関係機関・団体等との連携を図りながら、地域の実情に応じた公民館運営を行っている。</p> <p>【喜入公民館講座等】 地域の歴史や文化を生かした「和太鼓基礎講座」「喜入わくわく子ども塾」「喜入の文化財を知ろう」や、地域の高齢化に対応した「高齢者向けの移動講座」など、地域の実情に応じた特色ある講座を実施している。</p>

No.	都道府県	ふりがな 公民館名	公民館の概要と特色ある事業
57	沖縄県	とみぐすくしりつちゅうおうこうみんかん 豊見城市立中央公民館	<p>昭和57年の開館以来、市内唯一の公立公民館として住民のニーズに基づいた事業を展開。開館以来続いてきた「公民館まつり」は「生涯学習フェスティバル」と名前を変え、多くの市民の参加のもと、充実した取り組みが実施されている。公民館への登録団体は64、活動回数3,264回、延べ参加者41,921人となっている。</p> <p>【第16回 生涯学習フェスティバル】 「ともに学び、広げよう心の絆」をテーマに平成24年2月18日～2月19日に開催した。子どもから大人まで幅広い世代が多数参加し、作品展示・舞台発表、ウージ（サトウキビ）染めや黒糖づくり等の体験コーナーを通して交流を深めた。また、子ども会活動発表会及び市婦人会による環境問題を考える「生ゴミ処理講習会」が同時に開催され、多くの参加者で充実した催しとなった。</p>